

議事日程 (第3号)

令和4年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 1 番 小金丸益明 議員
4 番 山口 欽秀 議員
7 番 植村 圭司 議員
9 番 赤木 貴尚 議員
1 4 番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 森 俊介君 | 2 番 樋口伊久磨君 |
| 3 番 武原由里子君 | 4 番 山口 欽秀君 |
| 5 番 中原 正博君 | 6 番 山川 忠久君 |
| 7 番 植村 圭司君 | 8 番 清水 修君 |
| 9 番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、11番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

[小金丸 益明議員 一般質問席 登壇]

○議員（11番 小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。久しぶりに登壇させていただきます。

今回は、し尿及び生活雑排水の排水事業について、郷ノ浦町と石田・芦辺町の利用料の格差についてお尋ねをしていきまして、できれば、是正をお願いしたいという気持ちで、進めさせていただきたいと思います。

実は、平成24年の12月会議、ちょうど10年前に白川市長とこの場でバトルをいたしまして、50分を過ぎて当時の市山議長から注意を受けるほど熱を帯びた討論をいたしましたが、以来、全く進展がない事項でございまして、合併に起因する、私は、市政の重要問題じゃなかろうかと位置づけております。

しかしながら、今日考えてみますと、議員の中で、15名の中で漁集もしくは公共下水道に加

入しておるのが3名だけという、まあレアケースといえばレアケースのような状況でありまして、なかなか議会でも大きな問題にならないのは、こういう状況もあるのかなとは思っておりますが、市長の胸を借りて、頑張ったいと思います。

今年の世相を表す漢字は「戦争」の「戦」、「いくさ」という字でございました。この問題については、今日でこの闘いを終わりたいと思いますので、市長もぜひ、腹を据えて御答弁を頂ければと思います。

また、元禄15年、1702年、今から320年前は赤穂浪士の討ち入りの日でございます。本懐を遂げた日でもあります。私も10年来の本懐を今日成し遂げたいと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いをいたしたいと思えます。

先ほどから申しますように、同じ生活雑排水、そしてし尿を処理するというのに、公共下水道と漁集の使用料は違うということは、歴然とした事実でございます。

また、県下全域を見ましても、合併が進む過程においては、ほとんどの市町村でその処理料の格差がございまして、10年前調べたときには、全ての市町村で——まあ、「市町」ですね。もう村はなくなっておりましたので。全て調整中というような、備考欄に載っておりました。

ですから、県下処理の状況は、「公共下水道」、「農業集落排水」、「漁業集落排水」で、「コミュニティプラント」といって、何軒か集まったところに共同で浄化槽を設置して浄化槽の共同使用というようなところと、もう一つは「小規模排水」という、これもあんまり変わらんような状況だろうと思えますが、県内では、そういう5種類の排水事業を行われているところがございます。

県下、見ましても様々な料金体系でございますが、壱岐市の場合は、そのうちで「公共下水道」、そして石田・山崎、芦辺・恵美須、瀬戸浦・芦辺浦にまたがる「漁業集落排水整備事業」というのがありまして、その2つの事業の使用料が違うという格差がずっと、引っ張ってこられております。最近では、やはり住民の方も気づかれまして、どうかせにやいかんというような声も、多々、耳にするようになっております。

そこで、私だけではなく、合併当初、郷ノ浦町の立石議員、そして二、三年前には山内議員も取り上げて是正を求めておりましたが、なかなか、遅々として進まないような現状でございます。

まず、お尋ねいたしますが、現在の下水道、漁集を、プールして結構ですけれども、運営状況、加入状況、そして現在、行政が抱えておるこの問題についての認識を、まず、お知らせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸益明議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 皆さん、おはようございます。では、11番、小金丸議員の御質問

に、通告書に沿って、お答えをしたいと思います。

まず1つ目の、公共、漁集の料金格差の現状と課題認識はという御質問についてでございますが、議員御承知のとおり、現在、本市の下水道事業は、国土交通省所管の公共下水道事業、郷ノ浦町の北部処理区・中央処理区と、農林水産省所管の漁業集落排水整備事業3地区、石田町の山崎地区、芦辺町の恵美須地区、瀬戸・芦辺地区があり、平成16年度の合併から現在まで、事業継続中ということなどから、合併前からの異なる使用料としてきたところです。

その下水道使用料につきましては、芦辺町・石田町の漁業集落排水整備事業、使用料が現在5トンまで基本料が640円、超過料金が240円であり、水道料と同額の設定に対しまして、郷ノ浦町の公共下水道使用料が基本料金で約8割の520円、超過料金が約7割の168円と、郷ノ浦町の下水道使用料が芦辺町・石田町の漁集の下水道使用料よりも安価となっております。

このことにつきましては、令和元年9月議会の議会答弁のとおり、令和2年度に全ての下水道事業が完了したことから、その制度維持期間の3年間を経過した令和6年度の料金統一に向けた改定をめどに、多角的に調査・検討をいたしております。

次に2つ目の、公共、漁集における直近の加入率はという御質問でございますが、令和4年3月末現在で、公共下水道事業供給開始区域の戸数が1,718戸、うち接続戸数が995戸で、接続率が57.92%、漁業集落排水整備事業供用開始区域の戸数が997戸、うち接続戸数が539戸で、接続率54.06%となっております。

3つ目の、公共、漁集における利用料収入と繰出金の状況はという御質問でございますが、まず利用料収入は、令和3年度決算で、公共下水道が約4,090万円、前年度比1.57%増、漁集で2,770万円、前年度比1.55%の増であります。

次に、一般会計からの繰出金につきましては、公共においては令和3年度決算で約1億円、漁集では約7,000万円となっております。このうち基準外繰出金が、公共で約2,700万円、漁集で2,100万円であります。

国の指導により、令和6年度には公営企業会計への移行を目指す中であっては、下水道事業の経営は汚水処理費を全て下水道使用料で賄うこととする「独立採算の原則」に基づき、基準外の繰入れを抑制すべく、補助事業を活用しながら、下水道インフラ設備の適切な時期の更新・修繕を推し進め、維持管理費の削減に努めるとともに、使用料の改定並びに使用料確保のために、積極的に個人加入推進等に努め、経営の健全化を図りたいと考えております。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） 今、建設部長から概略の現状を説明頂きましたが、まあなかなか、その格差是正についてそのままの状態であるというのが顕著になったと思います。

今の説明に少し補足的に説明いたしますと、説明のとおりですね、公共下水道については基本料金520円、漁集は640円という差で、そこに120円の差があります。超過料金については、240円と168円で、3割、約水道料の7割で郷ノ浦は徴収をされております。大体、使用量が20トンが平均値だとお伺いしておりますが、20トンで調べたときに、郷ノ浦はそういう料金体系でございますから公共の場合20トン使用して3,040円、漁集の場合は4,240円となっており、そこだけで、20トン、平均的な家庭の使用量だけでも1,200円、月に変わってくるというような現状がございます。

合併当初から格差が生じておるということでちょっと触れさせていただきますが、そういう料金体系の下でですね、もし郷ノ浦が漁集並みの料金だったら、反対に漁集が郷ノ浦並みの料金だったらということ、ちょっと計算をしてみました。

北部は、郷ノ浦町の北部処理区においては、平成10年4月1日に供用を開始されて24年が経過いたしております。もし、漁集並みに高い料金であったときに郷ノ浦は、北部においては34万5,600円が安かったと。24年間でですね。

次に、芦辺町の恵美須、平成11年4月に供用開始されて23年が経過しております。ここが、33万1,200円、公共に比べて余計に払っておると。山崎が、平成16年4月供用開始、19年経過。21万3,600円、公共に比べて余計に払っておると。

ここまでは、4町時代、郷ノ浦町と芦辺町ですが、平成16年3月1日に合併が成立しまして「壱岐市」となりまして、郷ノ浦町中央処理区が、平成18年5月に供用を開始して16年が経過しており、23万400円の安く上がっておると。

瀬戸浦が、平成20年4月供用開始で現在14年経過。20万1,600円、高く払っておる。芦辺浦が、平成23年5月供用開始で11年経過で、15万8,400円、公共より高く払っておると。

いずれもですね、もう、負担金15万円払った地域と、加入助成金を頂いた地域——10万円頂いた地域が、もう過不足なく、もうかっておるわけです。負担したところは料金で安くなって、漁集に比べりゃ支払いが安く済んでおると。漁集も、10万円もらったけども、それを支払ってももうかっておるといような状況がもう発生しております。大体、負担金を取る郷ノ浦町と、加入助成金を支払った石田町・芦辺町について、それもネックの1つだったろうと思いますが、もう、現在となれば、料金格差でもうペイしとるような状態で。ペイどころかもう……、もういいんじゃないかと、もう。という状況になっておりますから、あえて、今、是正に踏み込むべきと思っております。

また、県内の状況を見ますと、公共下水道で最高値、一番高いところが松浦市で、これは20トンベースですけども、松浦市が県内で一番高くて3,410円。壱岐市が一番——すみま

せん。最低値は南島原市で2,750円という状況でございます。

公共の下水道の平均値が3,080円、壱岐市は3,040円ですから40円、平均値より40円安くなっております。

また、漁集に関しまして、一番安いのは2,461円の佐世保、一番高いのが壱岐市でありまして4,240円となっております。まあ平均でも3,350円程度になるかと思っております。

そのように、現在の漁集の料金、水道料金をそのままスライドさせた料金が、県下で群を抜いて一番高い使用料になっていることを、まずは御理解を頂きたいと思っております。

そして、冒頭申し上げましたように、県内各市、合併当時は、処理の種類によって利用料が変わっておりましたが、現在では、松浦市と南島原市のみが処理料が統一されていないということで、あと県内は全部、統一されております。南島原市におきましては、3,030円から2,750円の間でばらつきがあるというぐらいで、壱岐市の料金とは比べ物にならないような状態であります。よって、今説明したとおり、4,000円を超すところは県下で全くないような状態でありますので、これも御理解を頂きたいと思えます。

こういう状態ですと、ぜひ、何とか、是正、料金改革をしないといけないと、強く、思うわけでございますが、もう2番目のほうに行きますけれども、料金を統一すると。住民にとっては漁集も公共下水道も全く関係ないと。し尿、そして生活雑排水を同じように処理していただいておりますから、その国土交通省であれ農水省であれ、所管する省庁は違っても、住民は全く関係ないと。料金の統一について住民は異論はなからうと思っておりますし、今申し上げましたように、加入金そして加入負担金と助成金をもうペイしたような今状況ですから、住民に分かりやすく説明されてですね、料金統一を図られるべきと、思っております。

しかし、先ほど申しましたように、当初の加入金を頂いた郷ノ浦町については、やはり、感情的に、払っておるといふことと、芦辺町・石田町についてはもらっておるといふことで、スタートラインが違うということも考慮しなければいけないと思っておりますので、私の暴論かもしれませんが、郷ノ浦町が負担した加入金については全て返すということを決断を頂けないかと思うわけです。それも、まあ、さっき増田部長が言われました加入件数を掛ければ相当な金額になろうかと思っておりますが、どこかで決断しないと、この問題は永遠と続くんじゃないかと思っております。

ですから、まずは、料金統一をするかしないか。その方策としては、加入金を返還すべきと。まあ、交付した石田町・芦辺町の10万円を返せというわけにはなかなかいかんと思っておりますから、市が頂いたほうの金を返して、料金統一の足がかりをつけるということで提案したいと思っておりますが、まず、いかがでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 公共下水の加入金の金額返還で市内の料金統一を急ぐべきではないかという御質問でございますが、まず、現在までのそれぞれの事業について少し説明をさせていただきます。

まず、公共下水道事業ですが、都市計画法第75条第1項に「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときには、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」となっていることから、1つの公設桝につき一律15万円の受益者負担金を、平成10年度より現在まで、約9,000万円徴収しているところでございます。

それに対しまして、漁業集落排水整備事業ですが、供用開始後3年以内に加入した場合に限り、促進助成金として一律10万円並びに配管助成金として1メートル当たり3,000円か工事費の3割の安いほうを助成しており、2つ合わせると約25万円程度の不均衡が生じている現状でございます。

ただし、先ほど説明頂きましたとおり、公共下水道のほうが使用料金が低額であるため、年数経過により、不均衡についても一部相殺され、使用条件によっては相殺以上となる場合もあります。

使用料金不均衡の是正、また県内の他の市町においても料金統合が進んでいることなどから、料金統合に向け、公共下水道加入金返還を含めて、幅広く検討し、早期に改定案を取りまとめてまいります。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） まあ、返還を含めて早期に対応するという返事ですけども、まあ10年前より相当踏み込んだ御返事を頂いたものと思いますけども、もうちょっと踏み込んでもらわな困ると思いますけども。

今、増田部長の話では、都市計画法に基づいて、都市計画区域を指定して、多くの受益者負担を取っておったというのが郷ノ浦町の施策ですよ。

しかし、受益者負担は「取らなければならない」というような法律じゃなくて「取ることができる」というような条文だと思いますから、それをいつまでも引っ張りよったらですね、全く解決策にならないと思いますから、議会の了承が得られるなら、もらった9,000万円を全てお返ししていいんじゃないかと思います。

しかし、郷ノ浦町については、現在は水道料の7割ですから、応分の負担をあげるということは条件にしなければなりませんし、増田部長が冒頭言われましたように、令和6年4月1日の料金統一に向けて進んでおるということですから、猶予なくですね、令和6年の4月1日からは島

内の料金を一律にするというような強い決意を持って進んでいただきたいと思ひますし、先ほど県下の状況、利用料を申し上げましたように、4,000円を超すところはないわけでは。どんな小さな島、小値賀にしても、長崎市にしても、佐世保市にしても。三千七、八百円が上限です。私も、返還して、水道料金に合わせて郷ノ浦町も値上げしてもらえばいいじゃないかと短絡的に考えておりました、調べておりましたらそういう状況で、これだったら、水道料金を真面目に払うことは、ちょっと難しいんじゃないかと。まあ水道事業を考えれば当然のことではありますが、下水道事業だけを取り切つて考えれば、もうちょっと値引きするべきじゃないかという結論に達しました。

また、水道蛇口をひねつて、宅内で水道を流して下水に入る分が100%じゃないわけでは。家の清掃、庭の庭木に水かけ、車の清掃等々、全部が下水管に入つてゐるわけじゃないということも考慮の必要があろうかと思ひます。

だったら、9割程度、水道料の9割程度でどうかということでは試算しましても、それでも高いわけでは。20トンベースで考えるときに、県下にしても高値に張りつくということでは考えてみましたら、令和3年度の、令和3年の――3年度ですかね。利用料の調定額から算出しましたら、公共事業の利用料の調定額が4,223万9,000円余り、漁集が2,862万7,000円余りが利用料の調定額です。まあ調定額ですから収入額じゃありませんが、担当者に聞きますと、大体調定額並みの徴収率があるということですから、まあ、これでよかろうと思ひますが。

これを、もし水道料の8割にしたときには、この調定額の2割引きになるわけでは。計算しましたら、現在の調定額総額が7,866万円余りになつると、令和3年度がですね。それで80%ぐらいにすれば、6,900万円余りになつて、約150万円程度しか変わらんわけでは、利用料の調定額の差が。減額になりますけども。8割で。ですから、160万円ぐらいの現状との差であれば、8割ぐらいでも筋が通るんじゃないかろうかと。そして、県下でも高いほうにはなりません、まあそこぐらいは、利用者も考慮して、支払うべきじゃないかろうかという、私の、個人的な、考えに至つたわけでは。

まあ150万円ぐらいなら、どこかで何とか捻出できるんじゃないかと思ひますし、利用料ばかりに目を向けるようじゃなくてですね、やはり、加入者を増やさないかということでは念頭に置かなければならないことと思つておられます。今でも、下水道、公共そして漁集にしても、管路が整備されておつても加入されておらんところがもう半分以上です。半分ぐらい、どちらもいらつしやいますから、料金の高値も原因の1つだろうと思ひますから、この際8割ぐらいまで抑えて、加入率のアップに、促進に市としても取り組むべきじゃないかろうかと思ひます。

それについての見解もお願いしたいんですけども、一方、下水ばかりでは、片落ちしますから、より個人所有になりますけども、合併浄化槽の設置に対してもですね、どんどん推進するような

施策ももっと取るべきじゃなかろうかと。そして、個人的な生活環境の向上にはつながりますが、何より港、漁場そして水田等の水路等の環境の向上にもつながりますから、下水道と同様に、合併浄化槽の設置推進にももうちょっと力を入れていただければと思います。

その料金の全額支払いと水道料の8割で、本懐を遂げさせていただけないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。（発言する者あり）

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 小金丸議員の下水道事業に対する御質問にお答えいたします。

10年前、議論したと。10年間、何も進まなかったということについてはですね、私も反省をいたしておるところでございますけれども、先ほど部長が申しましたように、令和2年度に全ての下水道事業が完了いたしましたので、3年を経過した令和6年度の料金統一、これはですね、もう、絶対しなければならないと考えておるところであります。

そういう統一、料金統一の期限を定めた上で私は様々な判断をしなければならないと考えておりますけれども、これまで10年間、これまで私の気持ちが定まらなかったのはですね、やはり加入者が、やはり、同一時期の加入者じゃないということで、どうしたら一番皆さんに公平になるのかということを考えて、途中では、やはり個々に料金を計算すべきじゃなかろうかということも考えた時期もありました。

しかしながら、ここに至って、やはり、令和6年度の料金統一に向けた改定をするというためには、やはり、議員御提案の、加入料金はお返すすることも含めてですね、検討しなければいけないというふうに考えております。また、助成金を渡したところについては、先ほど来いろんな計算を小金丸議員にさせていただきました。そういったことで相殺をしたいと思っておるところであります。

しかしながら、これについては、御存じのように、議会の皆様、そして市民の——加入者の皆様方ですね、御理解を頂かなければ、進められないということでございますので、ぜひとも、こういう方針で、令和5年度については議会の皆さんとの御相談、そして加入者の皆様への御説明をしながら、この令和6年度の料金統一に向けた方向で進んでまいりたいと思っております。

そういった中で、先ほど来質問があつております、加入者を増やすということ、そのことについても、御提言があつたように、やはり使用料の低廉化もその加入促進につながるんじゃないかということでございますし、壱岐は県下でも高いほうだということでございますから、そういった料金の低廉化に向けても議論をしなければいけませんけれども、やはり一方で、これは経営ということがございますから、そういったことも含めて、いろんな面から検討をしてまいりたいと思っております。

また、全体的な合併浄化槽の設置推進についてもですね、力を入れてまいります。

結論をまとめてちょっと申しますと、令和6年度の料金統一に向けた方向で進むということが一つ、それから、そのためには加入金の返還あるいは下水道使用料の減額といいますか割引といいますか低廉化、そういったものも総合的に考えて、この令和5年度中に、議会の皆様、そして加入される皆様方との合意形成を図っていくという方針で臨みたいと思いますので、御理解賜りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（11番 小金丸益明君） 建設部長の現状認識、課題認識に基づく市長の最後の答弁で、ある程度方向性は見えたと思いますが、どこかで大なたを振るって解決にぜひ進んでいただきたいと思ひますし、そうすることが加入率のアップに必ずやつながると思ひますから、ぜひお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

〔小金丸 益明議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩を行います。再開を10時45分とします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口欽秀が一般質問を行います。

まず、1番目に、市長の政治姿勢について問います。

初めて市長と1対1で討論できること、楽しみにして準備してまいりました。

では、子ども・子育て会議が8月8日と10月18日にありました。私やマスコミの記者等が傍聴を求めましたが、許可されませんでした。この対応について、その後、市長にこの傍聴を許さなかったのは壱岐市自治基本条例違反であるのではないかと、こう問いました。しかし、市長は違反と認めませんでした。

そこで、今回の一般質問で改めてお聞きします。

壱岐市自治基本条例には、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項とし

であるんだというふうに言っております。

その条例の18条には、市長等は、原則として附属機関の会議を公開するものとあります。市長は、この壱岐市自治基本条例の制定の折に、自治基本の憲法に当たるんだとこのようにも言われております。傍聴を認めなかったのは自治基本条例違反していると考えます、この点で。まさに認めないとすれば、これはまさに民主主義の後退を意味する重大な行為だと考えておりますが、市長のお考えをお答えください。

2つ目には、最初の市長選挙に市長が立候補されたときには、公平・公正・公開の市政を目指す市民に訴えられたそうではありますが、この公平・公正・公開の市長の政治的構え、姿勢は今も変わらないのでありましょうか、市長のお考えをお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て会議を傍聴させなかったことは、壱岐市自治基本条例に反すると考えるがということ、そして、今も公平・公正・公開の市政を目指す考えは変わらないのかという2点の御質問でございます。

結論から申しますと、御質問の子ども・子育て会議を例外的に非公開したことに關しては、何ら壱岐市自治基本条例に反するものではないと認識をいたしております。

御指摘のように、壱岐市自治基本条例第18条第2項において、原則として附属機関等の会議を公開すると規定されております。この規定によりまして、附属機関であるこの壱岐市子ども・子育て会議においても、原則として公開されるものでございますが、取り扱う案件及び会議の内容において、個人が特定されることで個人に不利益または自由な発言が損なわれる可能性等が考えられる場合や、審議、検討、協議に關する過程に於て、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などは、それぞれの会議の判断において例外的に非公開とすることも想定されることは、これまでも御説明をしまいたところでございます。

次に、公平・公正・公開の市政を目指す考えは変わらないかといった質問でございます。

私は、壱岐市発足の際の市長選挙において、公平・公正・公開を目指すことをお誓いし、市長選挙にチャレンジいたしました。その後、4度にわたり市長選挙に出馬し、そのたびに市民皆様の信託を受け、市政の運営に努めてまいりましたが、公平・公正・公開を目指すというその気持ちは、今なお不変であり、私が市長として任に当たる際の根幹であります。

そうした中で、子ども・子育て会議をはじめとする各附属機関等の会議については、自治基本条例第18条に、原則として公開すると規定しておりましたが、取り扱う案件や会議の内容において、壱岐市情報公開条例第7条に規定する個人や法人に關する情報が含まれる場合など、原則

公開に対する例外規定に該当する場合もございます。

9月会議の一般質問において申し上げますが、委員長判断により今回の会議を非公開とされたことについては、原則公開に対する例外の場合であると捉えておりまして、このことが自治基本条例に抵触するものとは考えておりません。

なお、附属機関の会議の公開については、それぞれの附属機関の要綱等に定めがある場合はそれにのっとって行うこととなりますが、子ども・子育て会議のように会議の公開・非公開について、要綱等に明確な定めがない場合、自治基本条例の原則によることとなります。

しかしながら、今回のように公開とするか非公開とするか迷うことも想定されることから、9月会議において例規の整備を行う旨、総務部長が答弁申し上げたところでございます。

そこで現在、壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を定め、それぞれの附属機関の要綱等に別に定めがある場合を除き、ただいま申し上げました壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、会議の公開または非公開を判断することといたしております。

議員御指摘のとおり、壱岐市自治基本条例は、第2条に規定しておりますとおり、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関して、最も尊重すべき条例であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないものでございます。

また、この条例には、それぞれの立場での権利・責務等についても規定しており、まさに公平・公正・公開を旨として自治基本条例の規定に基づき、市民を主体としたまちづくりの実現を目指してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 違反ではないというふうに言われましたが、まず1点目、原則公開とするとしているけども、例外があるんだというふうに市長は主張され、その例外の根拠を今るる言われました。

じゃあ、具体的にお聞きします。今回の8月8日と10月18日の子ども・子育て会議が、まさにその例外に当たるという、そういう議題であったのか。今回の議題は壱岐市が進める認定子ども園の建設に当たって、へき地保育所の今後の在り方を検討する、そういう内容でありました。こういう内容に対して、今言われたような例外規定が当てはまる、まさに市民に公開すべき議題をそのように例外として傍聴を許さなかったというふうに当たるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まず、子ども・子育ての在り方について、壱岐市子ども・子育て会議に諮問したということでございます。

そういった中で、私はこの子ども・子育ての方法について、子ども・子育て会議に諮ったということ自体が、私はまさに公正であると考えております。

こういったことを自分の判断でもってすることができないということを判断いたしまして、子ども・子育て会議に広く意見を求めたわけでございます。まず、そのことを1点申し上げます。

そして、その子ども・子育て会議の中身について、私がそれは公開しなさいよとかこうしなさいよとか指示をすること自体、私は公平ではないと、公正ではないと思っておるわけです。

ですから、その子ども・子育て会議に諮った内容について、それを公開すべきかすべきじゃないか、それはやはりあくまで委員の皆様、委員長の方針に基づくものであって、私がその会議の在り方を指示するということはまずあり得ません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 結果論としての市長のこの傍聴をさせなかったことに対する判断を伺っているんです。

今言われたように、原則であるから例外として云々と言われた。その例外がまさにこれに当たると傍聴させなかった、その根拠、しっかり教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私が言っていることを御理解いただけなかったようでございますが、子ども・子育て会議の在り方あるいはその内容について、私が公開しなさいよとか、この内容は公開すべきではないとか、そういう口を挟むこと自体、それ私は許されないことだと思っております。

子ども・子育て会議にどうでしょうかと諮っておるわけですから、そこは委員の皆様、委員長の御判断に任せる。そのことが私は当然であって、その出た結果について、私がそれはおかしい、おかしかったんじゃないとか、そういうことを申し上げることはできないということをお願いしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 子ども・子育て会議の傍聴をできなかったこと、その後について私は市長にこの傍聴はどうだったのかと、本当に自治基本条例に違反しているというふうに考えられないですかと聞いたときに、市長は今も反しないとされた。

つまり、この2つの会議の内容がまさに後で、どうのこうの言われますけれども、結果的にこの会議が終わっているわけですから、会議の内容からして、自治基本条例に違反することのない会議で傍聴を許す、そういう言われた会議だったから、この2つの会議の傍聴を認めなかったのは正しいと、そういうふうに言われるのかと聞いているわけです。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 議論がなかなかすり合い、ぶつかり合いませぬけれども、先ほど来申し上げますように、原則公開するという、絶対公開ではないわけですね。

そういった中で、話された内容、そしてまた、公開・非公開とすることを委員長あるいは委員さんが決められたこと、恐らく私は中立的に活発な議論がなかなか発言が出ないというような、そういった例えばですよ、そういう判断を委員長がなされれば、それは傍聴を許さないということになるかと思えます。

それはあくまで委員長の判断でございまして、私がそんな判断おかしいじゃないかとか、その結果として、何であるとき会議を傍聴させなかったのですかとか、そういうことを私は言える立場にはございません。それはぜひ理解いただきたい。

それをもし私がそういうこと言うなら、全くいろんな附属機関に意見を求めることはできないということを御理解いただきたいと思っております。

ですから、これは自治基本条例に私は反したものではないと、今でも考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の市長の答えからいくと、その所管の委員長が傍聴を認めなかったら公開にならない、これが一つの例外だというふうに言われるわけですね、まずこれ確認。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたように、その設置要綱に公開する、非公開するということが明記されていないものについては、今回制定をいたしました壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱、これに基づいて判断をするということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の件について伺います。子ども・子育て会議の委員長が判断したから傍聴を許さなかったのは、この原則公開に当てはまって正しいと、こういうことですね。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 正しいということではなくて、抵触しないと考えているということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、お聞きします。傍聴には、議案によって賛成する人、反対する人、市民いろいろ参加をいたします。

市長は、例外の一つの理由に、参加させると本当のことが言えないんだというふうに、その意見を受け止められています。で、市民やマスコミが参加して、様々な審議会の意見を聞き取って市政に声を上げる、参加するということは必要なことだと、そのようなことはこの自治基本条例の中に書いてある原則だと、自治の原則だと思うわけです。

じゃあ、この自治基本条例をつくられた市長自身が、この原則公開だというふうにされた理由、その理由はいろいろ原則だけど例外があるよとか、そもそも言いたいことが言えないんだから傍聴できないんだ、そのようなことを認めるような前提があって原則公開ということが自治基本条例に入ったわけではないと思うんですが、その点どのような考えでつくられた自治基本条例なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 前段の自由な発言ができない、中立的な発言ができないということを判断したのかというようなことでございますけど、それは例えばと申しました、例えばそういう状況もあったのではないかと言いました。そのことがあったと申し上げているわけではありません。例えばそういう判断もあったのではなからかという推測で申し上げたところであり、委員長の判断として、申し上げたところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

また、自治基本条例をつくった立法趣旨といいますか、原則公開だと、それはもうまさに、先ほど来何度も申し上げましたように、この自治基本条例をつくったものというのは、やはり市民の皆様方の御意見等々も含めて、よりよい行政を進めるためにつくった条例でございます。

先ほど来申し上げますけれども、そういった附属機関について、公開・非公開というふうに委員長あるいは委員様方が迷われるということでございますから、今度の子ども・子育て会議もそうであったように、そういった迷いをなくすために先ほどから何度も申し上げておりますが、今回、壱岐市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を定めて、その要綱に基づき、公開・非公開の判断をしていただくというふうにしたところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の市長は、設置要綱を決めて今後こういうことが起こらないようにするというふうに言われますが、そもそも壱岐市自治基本条例は憲法だと、最上位にある最高規範だというふうに言われている。それに従う様々な条例や設置要綱をつくるべきでありますから、今の説明は逆転、それはあってはならない。まず、自治基本条例に沿ったことを求めたいと思えます。

もう一つ、この自治基本条例はやっぱり原則公開ですので、例外を広げてはならない、そう思います。この場合、様々な意見が言えないから、そういう前提があったら反対、賛成様々な市民の意見、それから報道機関もこの会の傍聴を許されなかったわけですから、そういう公平な報道も市が許さなかったと、こういう汚点です。

そして、ましてや委員長の判断に口を挟む権限は私はないんだと、まさに言われますが、附属機関の委員長はそんな権限はないと思うんですね。まさに自治基本条例にのっとれば、市長の責務は、市長は、市の代表として、指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に、また、総合的に市

政を運営するというふうには書かれております。

じゃあ、このような市長の指導力というのはどこに生かされるのでしょうか。まさにこの場面ではないでしょうか。委員長が公平・公正な扱いをしたかどうかをしっかりと審議会の中身、経過を見て判断されて、今後指導すべき点であると思います。

公正は扱いが公平である、公平は偏らなく平等である、こういうことであります。扱いが公平ですか、今回の場合、子ども・子育て会議に賛成、反対様々な意見のある人をやっぱり傍聴させる。公平、偏らずに市民を扱う、こういう市長の責任があるというふうに考えますし、その指導力を発揮するのが市長の責務というふうには書いてありますが、その点で委員長に判断を口挟む権限はないというのは、全く理にかなわない、自治基本条例違反の立場だと考えますが、いかがですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 根本の考え方が山口議員と私は違うようでございますので、なかなか議論がかみ合いません。

まず、原則というのは例外があるんです。それを私は例外を広げるよと言ってはおりません。迷うときは公開・非公開を判断をする基準をあえて今回制定をしたところでございます。より正しい判断をしていただくように要綱を制定したところでございます。

また私は、いろんな附属機関の会議の委員長さんにこうしなさいとか、そういう指導をする、これは絶対あってはならないと私は思っているんです。私が任命をする各附属機関の委員さんは、その辺の判断を正しく公平に公正に判断をしていただける委員さんを選んでおりますので、私がそこまで指導して、こうしなさいよというような方を委員には選任をいたしておりません。

責任を持ってその任務を果たしていただく、そういった委員さんを任命をいたしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） かみ合わないと言われましたけども、私はこの壱岐市自治基本条例が、市長が憲法なんだと、最高規範として考えて、市民と議会と市長等が協力して壱岐市をつくっていくんだということで決意されて、この基本条例をつくられたと思っております。

なおかつ、今条例は、自治の基本原則、市政運営に関する基本事項を定めているわけですから、とりわけ、市民がどういう権利を持っているか、この基本条例には意見を表明し、また提案する権利を持っている、情報を知る権利を持っている、このように市民の権利を言っております。

この点からいっても、様々な審議会の傍聴で情報を得る権利、委員になれば意見を表明する権利は保障されているべきであると思います。

その一方で、市長の責務は、公正かつ誠実に、これは反対、賛成含めて公正に扱うべきであり

ますし、市政に対して分かりやすく説明する責任もあります。

今回の子ども・子育て会議で諮られたべき地保育の問題も市民の最大の焦点でありました。どういふ話し合いをしているのか、どういふ結論になっているのか等々、市民の関心事に当たるのに公開をしなかった。これは市長の責務を果たしているとは考えられません。

そういう意味で、この自治基本条例に沿ってどうなのかと、そこをしっかりと考えられるべきではないかと思ひます。その点で、この自治基本条例に対して委員長が誠実に公正にやらない委員長であれば、市長の指導責任は当然あつてしかるべきだといふことで、市長の委員長の言うことには口を出せないといふことについては、自らの責任を放棄する態度だといふふうにかゝります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 何度も申し上げますけれども、この子ども・子育て会議の今回の決定については、私は自治基本条例に違反しているとは思っておりません。まず、このことを申し上げておきます。

もし、これは違反していると、山口議員がどうしてもおっしゃるならば、明確な根拠を、ただ自治基本条例は公開となっているのに公開しなかったから違反だといふことではなくて、私は様々な事情を判断をして会議は開くべきだといふことを思っておりますし、その公開・非公開についても、そういったことで判断すべきだと思っております。

自治基本条例は憲法と私も申しました。いわゆる壱岐市の行政の憲法と申しました。日本国憲法だって第9条にはいろいろな様々な議論があるんです。やはりその憲法といへども、それぞれに議論があつてしかるべきだと私は思っております。

私は、そういった意味で、今回の私の見解は、子ども・子育て会議の判断は自治基本条例に抵触していないといふことを申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 白川市長のお考えは分かりましたが、市民の参加を訴えて、市民に様々な情報を公開するといふことをしながら、この自治基本条例は、市民、議会及び市長等がお互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民の権利を守り、市民全体としてまちづくりの実現を図ることを目的とするといふふうには、目的を第1条に書いております。

しかし、今回のような子ども・子育て会議の傍聴を許さないといふ様々な公開原則、原則公開といふところを例外をつくつてやらないのは、この目的を達成するに至らない、やってはならない行為だといふことを重ねて述べて、そして今後、審議会の傍聴は公開を広げていく、このことをお願いして、求めて、次の質問に移ります。

2つ目の質問、漁業の課題について質問いたします。

壱岐市の基幹産業である水産業、深刻な事態が長年続いております。魚が捕れない、魚の値段

が安い、燃油の値上がり、資材の値上がり等、漁師の皆さんの生活大変です。コロナ禍の中で一層その苦境が増しているという現状であります。

このような現状の中で、壱岐市は水産業の現状、私がるる言いましたが、どう捉えているのか、今後どのような支援をしていこうというふうに考えているのか、漁業経営をどう支えるか、その政策とこれまでの成果等をお聞かせください。

2つ目は、とりわけ深刻な問題として考えているのが、磯焼け対策であると私は思います。この磯焼け対策に対するこの間の取組、るるやられておりますが、これまでの現状と今後の方策をどう考えているのか、お答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 4番、山口議員の漁業の課題についての御質問にお答えをいたします。

まず、漁業経営を支える施策についての御質問でございますが、現在の水産業の状況は議員も今おっしゃったとおり、漁獲量の減少、生産コストの高止まり、高齢化・後継者不足などと併せ、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、魚価の低迷も続いており、非常に厳しい状況にあります。

そのような中で、市としましては、国県事業を積極的に活用するとともに、市単独事業におきましても、漁業者への支援を積極的に進めてまいりました。

これまでの支援策としましては、国の事業の離島漁業再生支援交付金では、各集落に対し漁業再生につながる取組への支援を行うとともに、新規就業者の漁船リースへの支援、雇用を創出するための取組を支援しており、県事業のひとつが創る持続可能な漁村推進事業では、新規就業者の漁業就業実践研修に対して支援を行っております。

また、市独自の支援策として、これまで継続して実施しております制度資金貸付けに係る利子への補助、漁業近代化資金等利子補給事業費、それから漁獲共済掛金への補助の漁獲安定共済事業、それから漁業者が実施する機器導入及び機関換装に対する補助の漁船近代化機器導入事業、漁船保険掛金への補助の漁船損害補償事業、漁船の燃油に対する補助の漁業用燃油対策事業、認定漁業者が実施する機器導入及び機関換装に対する補助の認定漁業者支援事業により、漁業者への支援を行っております。

支援策の成果としましては、漁業者への積極的な支援は行っておりますが、水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、あわせて、魚価の低迷により漁獲量・漁獲高は年々減少しておりますが、これまでの支援策が漁家経営の改善につながっていると確信をいたしております。

次に、今後の支援策につきましては、これまでどおり、国県事業を積極的に活用するとともに、市単独事業により、漁業者への支援を積極的に進めてまいります。

2番目に御質問いただきました磯焼け対策の現状と今後の方策についての御質問にお答えをいたします。

まず、磯焼け対策の現状につきまして御説明をいたします。

平成30年度までに磯焼けにより、本市海域ではほとんどの藻場が消失をしており、令和元年度から本格的に磯焼けの原因と思われる植食性動物の駆除に取り組んでまいりました。

これまで3年間のイスズミの捕獲実績は1万9,726尾、アイゴの捕獲実績は9,641キログラムとなっており、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、本市で捕獲していたイスズミ1尾当たりどれだけ海藻を食べるかを問合せをいたしましたところ、イスズミは魚の体重の約5%の海藻を食べることとされており、平均魚の体重が3キログラムとした場合に、年間43キログラム程度の海藻を食べるとの回答でございました。

そこで、3年間で捕獲したイスズミが1万9,726尾でありますので、年間約850トンを食べることとなります。よって、イスズミ駆除を実施したことにより、約850トンの海藻を守っているのではないかというふうな考えとなっております。

あわせて、漁協の垣根を越えた母藻の供給を進めるため、母藻供給ネットワークに取り組んでおり、壱岐栽培センターでブロック等に海藻の種子を付着させ、市内の各海域へ設置をしておりますが、自然に再生させるよりは効果は非常に高いと考えております。

市として、磯焼け対策に本格的に取り組んで本年度で4年目となりますが、これまでの取組が着実に実を結び、本市周辺海域で海藻の回復が見られる状況となっており、特に郷ノ浦町漁協管内では、仕切り網を設置しない場所でヨレモク等の回復が見られ、これまで数年見ることがなかったヒジキやアマモの着生が確認をされております。

また、その他の漁協管内でも南方系ホンダワラ類の分布拡大が確認をされ、内海湾ではアマモの回復が見られ、全体的には小型海藻が回復しており、ウニの実入りもよかったとお聞きをしております。

特に注目している点は、県内他市の取組では、仕切り網の中だけでしか海藻の回復が確認されておきませんが、本市では、仕切り網の外でも広範囲に海藻が回復をしております。

このような現状を考慮しますと、本市では、植食性動物の駆除が磯焼け対策として最も有効な手段ではないかと考えております。

また、仕切り網による海藻の保護区も勝本町漁協管内で2か所、箱崎漁協管内で1か所設置されており、植食性動物の駆除により食圧を低減することと併せて海藻を保護し、増殖する取組を同時に行うことにより、藻場回復効果の向上が図られると考えております。

本年度の知事要望で核藻場となる大規模な仕切り網による藻場再生実証試験区域の設置を要望し、県知事から前向きな回答をいただきましたので、今後は具体的な場所の選定等について、関係漁協と協議して前に進めてまいります。

今後の方策としましては、これまでの市の取り組んだ磯焼け対策は、本市海域の磯焼け原因等に合致したものであり、引き続き、イスズミ等植食性動物の駆除を実施することが藻場の早期回復につながると考えており、さらに効果を高めるため、各漁協や漁業者、関係機関等との協力を得て取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、漁業経営の支援について様々な支援があるということはお話いただきました。

その中で、今の物価上昇の中で、とりわけ燃油の上昇が漁業をかなり負担にしていると考えます。で、燃油の支援が令和3年度7月から3月31日まで、リッター当たり10円の補助がありました。令和4年度の燃油の補助というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えいたします。

令和4年度も同様に、1リッター10円の補助を継続いたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 燃油は、コロナ前は70円か80円ぐらいだったということでしたが、もっと低い時期もあります。今、100円を超しているという状況であります。

コロナ前も10円の補助があったことがありますが、この燃油の高騰の状況の中で、観光とか運送とか様々な分野の補助がある中で、以前と同様の10円の補助でいいのかどうか。もっと漁業を推進する意味では、補助が必要ではないかと考えるわけです。

漁師さんは、燃料費が高くて、行っても赤字になる。魚が捕れなかったり、魚が捕れても安くて元が取れないということで、かなり出漁を取りやめると、そういう発想、そういう生活になっております。

しかし、漁師の皆さんにとっては、海に出て魚を捕って収入を得なければ生計を支えられないわけですから、その点でやっぱり燃油の補助を抜本的に、国県も含めてですけども、市も独自に必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 山口議員のただいまの再質問にお答えをいたします。

燃油の補助につきましては、漁業経営のセーフティーネットという事業がございます。それによって、今現在、これは令和4年7月から9月においては、平均原油価格が84円ほどかかっておりますけれども、それで補填金が44円ほど補填がされておりますので、約半額補填されておりますね。

そして、プラス市が10円ということで、そういったことから、そのうちの半額以上54円ほどの補填ということになりますので、そういったことで燃油に対する補助については、県内の単価、各市町の取組も考慮しますと、やはり10円といったこともございますし、そういったところとの整合も図りながら、単価についてはそのまま10円でやっているということでございます。

それで、漁業、単価を増やしてやったとして、果たして出漁に行かれるかといったところは非常に漁業者のところで考えられるところがございます、非常にそこは難しいところではございますが、私どもとしましては、少しでも経費を抑えるといったことから、漁業用燃油に対しては10円を補助するというのを継続させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） その補填があったとしても、この物価高の中で、燃油だけじゃなくて様々な資材を含めて、漁師さんの生活に多大な負担がかかっているわけですから、支援をする、漁師さんは魚を捕りに出なければ収入は増えないわけですから、やっぱり出るための意欲をつける、そのための支援としてやっぱり燃油は一つの施策であるというふうに思います。

壱岐市の子供の状況をこども家庭課からデータをもらいました。年代ごとに勝本小学校に何歳の子が何人行くかと、芦辺小学校は何人というようなデータですが、勝本小学校、ゼロ、1歳、2歳、3歳、この人数は1桁なんですよね、あれだけの集落があつて勝本小学校に行くのは1桁、芦辺小学校も同様なんです。

いかに若い世代が勝本地域、芦辺地域にいないかということなんです。それは、まさに今後漁業を受け継ぐ若い世代がいない、そのことを示しているのではないかな。まさに漁業を守るため、壱岐市は最善を尽くさなければならないという、そういう危機感をその数字だけを見ても、私は思いました。

壱岐市の支援の中で、やっぱり魚を増やすということで栽培漁業、魚等の放流をされております。

平成29年について、アワビ、アカウニ、カサゴ、クエ、アオナマス、オニカサゴを放流されておりますが、その後、この29年以降、増えたり、それから放流した魚の種類が増えたとか変動がありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） その放流したものが捕獲されたかという、そこは確実に……

○議員（４番 山口 欽秀君） 復活じゃなくて、放流自体の種類と種類が増えていますかって、結果じゃなくて。

○農林水産部長（谷口 実君） それは今お調べになった内容のもので……

○議員（４番 山口 欽秀君） それ以外には……

○農林水産部長（谷口 実君） ございません。

○議員（４番 山口 欽秀君） 増えていませんね。これだけです。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） このような放流で資源を回復しようというふうに取り組まれているのはいいんですが、必ずしもアカウニが増えたりとかいう、アワビが増えたということもないもんですから、その点でどうなのかということ、それから、カサゴとかクエとか、そういう魚が放流されておりますが、クエは大いによく捕れるという漁師さんの話を伺いましたが、その一方で、カサゴとかそういう魚がない、捕れないと、そういう放流の結果をどのようにつかんでいらっしゃるか、先ほど答えられようと思ったところかもしれないですが、どういうふうにこの放流の現状を捉えてあるか、お聞き願います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えいたします。

その放流したものが確実にそこで捕獲されているかといったところの実績というものは、なかなかつかめていない状況でございます。

ただし、先ほど申されたように、クエが捕れているといったことはお聞きをするので、その放流効果はあっているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 放流でやっぱり成果があるのかどうかですね、やっぱり多大な費用を費やして放流事業をやるわけですから、結果を求めていくべきだと思いますし、その点で磯焼け対策とこの放流がセットじゃなければ、放流してもアワビやアカウニは育たないわけですから、磯焼け対策の現状、るる今後取り組むよというふうに言われましたので、ぜひちょっと本腰を入れてやっていただくというのが必要じゃないかなと、壱岐の第1次産業をきっちり支える立場をもう一度、この年に取るべきだと強くお願いして、先ほど言いましたように小学校に子供がいらないという状況をやっぱりなくすためにも、漁業で生活できる壱岐をつくるために知恵を絞っていただきたい。私たちも声を聞いて市に届けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さんこんにちは。それでは、通告に従いまして、7番、植村圭司が一般質問させていただこうと思います。今日は3つ持ってまいりました。今日話すことは、初めてのことでありませんで、過去にも質問があった件なんですけども、改善する余地があるんじゃないかと思ひまして、少しでも前に進めたいという思いで質問させていただこうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、1番目、障害者が暮らしやすい島にということで質問させていただこうと思ひます。障害者の方、たくさんおられますけども、つい最近では、目の見えない障害者の方に対しまして、盲導犬が老岐市のほうに導入されまして、第1号かと思ひますけども、盲導犬を連れて散歩であるとか買物に行かれるという方が出てこられるようになりました。そして車椅子の方々もよく車を利用して運転されていく方がいらっしゃいます。そういった方々、障害者の方々が今後とも社会の中で活動範囲を広げていくということが考えられるんですけども島内の状況を見ますと、スーパーとか、商店、事業所の駐車場に障害者用専用駐車場があるにもかかわらず、障害とはほど遠い健常な方の駐車が見受けられます。よく言うパーキング・パーミット、長崎県は名前変えまして、今年の10月から思いやり駐車場というふうに名前変えてるようでございますが、この障害者用の駐車場の使い方につきまして質問をしたいと思ひます。

1番目、障害者駐車場を健常者の方が利用するという実態がございますが、それに対する市の認識をまずお伺ひいたします。

2番目に、障害者駐車場の整備改善について、費用負担を重く感じているという事業者がおられますので、その対策をどうするのかお伺ひいたします。

3番目、駐車場の使い方については、モラル等の問題でもありますので、そのモラル改善のた

めに標語等で募集をかけて呼びかけをするといった方法も、アナログではありますが、あるのではないかと思ひまして、提案をしたいと思ひます。御見解をお伺ひいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 7番、植村議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の障害者駐車を健全者が利用する実態に対する市の認識はどの御質問ですが、障害者駐車を不適正利用等により区画を本当に必要としている人が駐車できないなどの問題は、本市に限らず発生しているということは承知をしておりますが、公共施設、商業施設等の駐車場は、道路交通法の対象外であり、自治体で罰則を設置しようにも、証拠保全などの管理者の負担が増えるため、現実的ではないとして見送られているのが現状でございます。そのため、適正な利用を促すための取組の一つとして、多くの自治体が導入をしている障害者等用駐車場利用制度で長崎県では先ほど議員も申されました、長崎県思いやり駐車場制度、旧パーキング・パーミット制度でございますが、その利用促進に努めていきたいと思っております。本制度は様々な施設に設置をされている障害者等用駐車区間の利用対象者を障害者に加え、要介護者、難病患者、けが人、病人等、妊産婦に限定をし対象者に利用証を交付することで適正利用を図る制度でございます。現在、壱岐市における本制度への協力施設は34施設51駐車場でございます。今後も、施設管理者、利用者、そして広く市民の方への周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、2番目の障害者駐車の整備、改善についての費用負担についてでございますが、車いす使用者用駐車施設は、バリアフリー法で一定の条件に該当する場合に設置が義務づけられております。先ほどの長崎県思いやり駐車場制度へ新たに登録していただくと、ステッカーの配布がありますので、表示等に活用していただければと思っております。

3番目のモラル改善に向け標語等を募集し、呼びかけてはということでございますが、参考にさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御回答いただきました、標語のほう、参考にするとということございました。効果があるかないかというのは、私もここよくわからないんですけども、ないよりもあって表示をして見せたほうが皆さんよく目につくところに、気をつけるようになると思ひますので、なるほどなと思えるような標語を集めてそれを見てもらえるようにするというのは大事かというふうに思ひます。

御紹介ありましたそのパーキング・パーミット、旧名前がそれで、今は、長崎県思いやり駐車場ということで制度がされてありますので、これを運用していくということでもありますから、それは適切かと思えます。それで、私、この状態、一般の方々、健常の方がその障害者用の駐車場を使っているという実態を目にしまして、あまりにも多いなというふうに思いまして、一時、お店の前に行くたびに観察をしておりました。どういうふうになっているんだろうと思ったら、やっぱり仕組みとしては、その駐車場がお店の出入りに近いというのがあって、そういった使いやすい場所にある。しかもそのスペースが広いということがあって誰でも利用できるような雰囲気も持っておりますので、意識をしてない方は簡単に使っていくというのがあって、どうしたらそれを改善できるかというふうにも考えましたところ、共通していることを見つけました。それは、看板が大きいところには止めにくい状態があるということです。障害者の使うものだとということが明らかにわかる看板があるところには、やっぱり車を止めにくいのかなというところがありますので、抑止効果が発揮されているんじゃないかというふうに、共通として見えたなと思ひまして、よくよくちょっと研究をしたところ、探し物をして調査をしたら、1つの論文が見つかりまして、これは、課長のほうにも渡しているんですけども、論文見つけまして、障害者用駐車スペースの適正利用促進のための課題の明確化という論文がございました。この論文によりますと、出しているところは、国際交通安全学会というところなんですがこの論文によりますと、やっぱり障害者の方が困っているという実態、それに対して、どういうふうに対策をすべきかということが書かれてあります。参考のためにとちょっと御紹介しますが、まず、その障害者駐車場の特徴なんですけども、やはりスペースが広くて、建物入口が近い、利便性がよい、誰にとっても使いやすいという特徴がありますので、これでは誰もが利用できるという状態でございます。障害者にとっては、車の乗降がしやすいので、やっぱり使いたいという状況。そして、今後、車両の改造であるとか、あとは障害者に対する運転教習の充実ということが図られますので、これからもそういった障害者の方の運転というのは増えてくるということが想定されるということでございます。課題といたしますのが、さっきから申し上げますように、健常者の方が、不適正利用をするということが多いので、困っているということです。アンケートがありまして、このアンケートが障害者の方がドライバーでいらっしゃる場合のアンケート365人に対する結果でございまして、ちょっと私も障害者ではないので、障害者の方の代弁ということでちょっと御紹介したいと思いますけども、障害者の方のアンケート結果によれば、スペースがあれば利用したいと思う方が95%、スペースがあっても、実際には利用できないことがあった人が87%ということで、利用ニーズが非常に高いということがわかります。

その障害者の方の困った経験ありますかという質問に対しては、一般車の駐車がよくあるのでたまたま困っているという人が96%、あと駐車場の場所がわかりにくい73%、あとパイロンが

ある、面倒くさいということで88%の人が困っているということで、非常に多くの方が不適正利用の防止のために対策が大事だというふうなことがわかります。

困ったときの対応としましては、一般駐車場を利用するのが93%、別の駐車場を探すのが22%、中には、目的施設の利用を諦めるといった方が19%ということがありまして、障害者の方が駐車スペース使えないことで車移動の制限を受けているといったような実態があります。

トラブルの経験ありますかという話については、健常者の方に対して不適正利用を注意した場合にトラブルになったというのが64%、あとは、文句を言いたかったが気持ちを抑えたという方が28%ということで、不適正利用者に対して何らかのストレスを感じるということでパターン化するトラブルが多く見受けられるという結果でした。こういう実態を踏まえて、対策が必要なんですけども、おっしゃるとおり、罰則ございませんので、対策が特に取られていないという状態です。

そこで、今回質問している2番目、費用負担を重く感じているという事業者に対してなんですけども、ここで、対策方法の中に不適正利用しないために、設置の場所であるとか表示内容、表示物の工夫で、不適正利用が抑制できるというふうにこの論文は結論づけています。この考え方でいきますと、例えばその表示物を大きくするであるとか、表示の内容をわかりやすく利用者を限定するような形にするとかいうふうな方法でこれを防止する、適正利用を促すことができるというふうになっているんです。ということは、対策をすれば適正利用は増えてくるというふうになりますので、このために、その看板を大きくするであるとか、看板を適切に設置するというふうなことをしたほうがいいんですけども、それにはお金がかかると。ある事業者さんに聞いたんですけども、そういうふうにしたいんだけどお金がないよというふうにおっしゃるんです。であれば、壱岐市で何らかの補助を多少なりともしてあげれば、少しずつ広がっていくんじゃないかという趣旨で今回の質問をしております。

今さっきの回答では、思いやり駐車場の制度を利用するといった方法を示されたんですけども、こういった効果がある対策をするのに、年間少しでもいいので、1台2台ずつのスペースを使った対策ができないかと思って、少しずつの予算化ができないかという思いなんですけども、その辺を含めてもう1回御答弁いただけないでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

費用負担の関係でございますが、これにつきましては、この長崎県思いやり駐車場制度、これについては、今後も利用促進に努めるということでございますが、なかなかこの費用負担、事業所についての費用負担について、今ここで、答弁することはできませんけれども、今後も施設の管理者、それから利用者等、一般市民に対しても、広く周知のほうは図ってまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 周知を行っていくということでございました。私としましては、論文にも出るくらいですので、効果あるというふうに考えておりますので、その予算化について、今後も研究をしていただきたいという思いでございます。この思いを伝えて、この質問を終わりたいと思います。

2番目に移ります。高齢者の見守り対策ということで質問させていただきます。

高齢者の見守り対策は、4年前も一般質問、先輩議員がされまして、研究するというふうな答えがあったわけです。最近ですと、新聞報道でもありましたけども、壱岐島内での独居高齢者の方の孤独死ということで報道がされました。しかも、その独居高齢者の方が今後も増えていくであろうということは容易に想定されます。高齢者率も高くなって37.7%ということで認識しておりますが、そういったことが増えそうだとということで、その対策どうするかというふうな話でございます。不安な方は、島外の親族を頼って転居されたりというふうなこともあると聞いております。人口減少に拍車がかかっていくような状況でございますので、独居高齢者の方の安心安全を守って行って、暮らしていけるようにするにはどうしたらいいかということでお尋ねいたします。

まず最初に、市内の独居高齢者の実態がどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。どのように把握しているのかということをお伺いいたします。

2番目に、独居の方が安心安全に暮らすことができる、具体的な方策をお伺いいたします。

3番目に、過去の答弁にありましたICTやIoT技術を使ったシステム整備を研究するというふうなことであったんですけども、その後の状況についてお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、独居高齢者の実態把握と安全安心に暮らすことができる具体的方策についてお答えをいたします。本市における独居高齢者の実態は、地域包括支援センターにおいて、定期的に民生委員の方々と情報交換を行い、委員が御担当されている地域の高齢者について、個別の聞き取りを行い、把握に努めているところでございます。

令和3年7月末時点の状況としましては、高齢者9,803人のうち、独居の高齢者は、1,729人となっております。また、把握した方法につきましては、危機管理課、市民福祉課、壱岐市社会福祉協議会とも情報共有を行っているところでございます。地域包括支援センターで

は、高齢者や家族、民生委員や高齢者の支援に関わる方々からの相談を受け付け、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげているところがございます。さらに、市民の皆様が相談しやすいように壱岐市社会福祉協議会、各支所に総合相談窓口業務を委託し、高齢者の実態把握を行っているところがございます。

次に、安心安全に暮らすことのできる具体的方策につきましてお答えをいたします。地域包括支援センターでは、独居の高齢者が安全安心に自立した日常生活を続けていただくために、各種介護予防教室や通いの場を充実させることで、心身機能の改善や参加者との交流を通じ、閉じこもり傾向を予防する支援を行っているところがございます。

また、在宅での食事の確保が難しい高齢者の方々には、食の面から高齢者の健康維持と安否を確認する配食サービスを実施しているところがございます。引き続き支援を必要とする高齢者の方々へ地域包括支援センターを中心に、先ほど申し上げました実態把握を行い、民生委員や壱岐市社会福祉協議会相談窓口担当者による個別の訪問や自治公民館福祉保健部等の地域の皆様方との連携による定期的な見守りや安否確認を行ってまいります。また、市民部の所管事業としまして、市内の収集・配送などの利用者と連携し、地域をさりげなく緩やかな見守りを行う地域安心見守り支援事業や75歳以上の一人暮らしや高齢者世帯に安心ボトルを配布し、服薬状況、かかりつけ医や緊急連絡先を記載したカードをボトルに入れ、冷蔵庫に保管し、万一の緊急時に備える、安心ボトル配布事業の実施、認知症等で「はいかい」の恐れがある人やこの家族が在宅で安心して暮らせるよう支援する、いきいきあんしんネットワークを構築しているところがございます。高齢者の一人暮らしは、認知症状の進行による権利擁護や消費者被害問題など、様々な問題やリスクを抱えています。市民皆様には、引き続き高齢者の相談窓口としまして、保険課、地域包括支援センターや市民福祉課に御相談をいただければと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 7番、植村議員の高齢者の見守り対策についてお答えいたします。

過去の答弁では、ICTやIoTのシステム整備を研究することだったが、その後の状況はとの質問でございますが、現在、いろいろなシステムが開発をされ、一部活用されておりますが、まだまだ開発途上と認識をしております。

緊急システムは、県内担当者会でも議題になっており、必要なシステムの整備について適正なサービスが提供できるよう、介護サービス等関係部署と連携し今後取り組んでまいります。また、システム整備と並行し、先ほども保険環境部長の答弁にもありましたように、アナログではあり

ますが、地域の協力もいただきながら、誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり実現に向けて関係機関と協力しながら今後も進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。おっしゃるとおりいろんな施策があって、展開されてきているわけでもございまして、これは今後も続いていくというふうに思います。ここであのちょっと私の調べなんですけども壱岐警察署のほうに御協力いただきまして、どれぐらいの方が孤独死になってあるのかということ調べました。そうしますと、今、独居の単身世帯数は1,729世帯ということで、お話あったんですけども、大体年間で、例えば令和2年でありますと、12件の孤独死が見つかったと。令和3年が8件、令和4年が今年11月までに11件見つけられたということで、合計31件です。3年間で大体31件ですので、年間10件ほどの孤独死の方々が見つけられているということになるかと思えます。これが多いのか少ないのかなんですが、比べるものがないので、よくわからないんですけども、ただ、この31件の方々がいらっしゃったという事実は残ります。ちょっと思ったのが、かつてシルバーフォンというのがあったということで、そのシルバーフォンを使っていたときも、こういった孤独死事例があったんだろうとは思いますが、今それがなくなっているということで、仮にちょっと考えたんですが、五島市のほうでもシルバーフォンを使っていたという実態がありまして、そのときの話をちょっと聞いたら、これちょっと古いんですけども、平成25年から30年の間に4件という数字であったと。4件の方が孤独死で見つかりましたというふうな話だったんです。そうすると、年間1件ぐらいなんですけども、それに比べて、もしこれを仮に単純に比較すると、壱岐の場合が年間10件ということですので、ちょっと若干多いんじゃないかというふうな話になります。それと、この何かのIoT、ICTなり何かそういったシステムを使ってやれば、この31件も、もしかしたら減っていたんじゃないかというふうな推測をするわけなんですけども、ただこういって言ったところで今おっしゃるとおり、システムに頼らずともアナログでというふうなお話でありました。

システムはシステムでやっぴり今後のDXと言っている時代でございますからますます進めていただきたいという思いがございます。そして、アナログ方式であります、見守りが大事だというふうなことでもございます。見守りについては、例えばなんですけども、まちづくり協議会のほうでも、見守りをやっているところもございまして、話では、うまくいっているんじゃないかというふうなところも聞きます。そういった見守りの方法でうまくいっているという事例があれ

ば、横展開ができるんだらうと。ですからその辺の情報把握していただきまして、いい事例があればそういった壱岐島内全体的に、まちづくり協議会があるところはやっていただくというふうな呼びかけ等していただきたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 植村議員さんの再質問といいますか、御提案につきましてお答えをいたします。

まちづくり協議会様のほうに、実際に生活支援コーディネーターという制度がございまして、その辺のお願いができないかという働きかけを実際に今言っているところでございます。そういった部分からも個別の生活実態とか、支援が必要な高齢者の把握とかができると思いますので、お願いができるのであれば、そういったものも含めて今後考えて、御相談をさせていただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） わかりました。IoTとかICTとかいうデジタルの話もありますけども、やっぱり、普段からの御近所付き合いとか、地域の中でどうやって目配せができるかというところが、こういった独居の方であるとか、高齢者の方の見守り、安心安全対策になっていくんだらうと思うんです。ですから、システムのほうの研究は続けていただきまして、さらに、様々なシステム、システムといいますのは、まちづくり協議会とか、人を使った見守り方法についても広く十分浸透していくように、事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

これで2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目に入ります。3番目ですけども、子育て政策についてということで質問をさせていただきます。子育て政策につきましては、9月議会でも質問をさせていただきました。そのときのちょっと振り返りなんですけども、まず幼稚園につきましては、令和6年までは現状のまま、それ以降に統廃合などの対策に変わっていくということで承知をしております。市民部との連携とかについてもされていくんだらうと思います。保育所につきましては、これは第3次総合計画にのっって令和6年までに各町1か所ずつの認定こども園をつくるという目的に向かって進んでいくということであると思います。それに向かって今年の子供政策としましては壱岐市子ども・子育て支援事業計画の中間年ということで見直ししたというふうなお話でありました。今日の話は、ここまですを踏まえまして現在の子育てといいますのは、平成26年に策定されました壱岐市公立幼稚園及び保育所運営の在り方についてという答申がありまして、その答申ののっってやってきているということでございますので、その答申が今後どういうふうになっていくのかということで質問させていただきたいと思います。

策定当時、平成26年なんですけども、このときは、まだあの法律が変わる前もありまして、それを前取りしていただきまして大変御苦労されてつくってあると思います。関係者の方々には敬意を表したいと思います。人口等も含めまして子育て環境が変わってまいりました。現在までに幼児教育無償化等も進んでおりまして環境等変わってきております。また来年の4月には子ども家庭庁の設置であるとか、あとは子供に対する予算のほうも増えるといったことも、動きがございます。答申策定時はなかったこの環境が、違いがありますので、このような中、壱岐市答申にのっとった政策をいつまで続けようとしているのか、踏襲しようとしているのかお伺いいたします。市の認識を伺います。そして、仮に、答申を実現するには、どういった筋道で実現しようとしているのか伺います。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 植村議員の子育て政策について答えいたします。

まず1つ目に、平成26年に策定された壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方についての答申を基本とし、平成27年度には、第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育てに関する現状と課題などを見極め、良質かつ適切な保育の提供を行うため、保育の量と提供体制の確保に努めてまいりました。

現在は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って計画を進めるとともに、中間年度である令和4年度、本年度に当たりますが、現状と進捗状況を点検し、支援事業計画の見直し作業を行っておる最中でございます。今後とも平成26年の子ども・子育て会議の答申を基本とし、現状に沿った子育て支援と子育て環境の整備のため、必要に応じて支援事業計画の見直しを行いながら、良質かつ適切な保育の提供を行うために保育の量と提供体制の確保に努めてまいります。

2点目の御質問については、今後の子育て政策の進め方についての御質問と理解しております。子育て政策の実現に向けて、第3次壱岐市総合計画並びに壱岐市子ども・子育て会議の答申を基本とした第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って子育て世帯への保育支援の拡充と、幼児教育、保育の量の確保と質の向上のため、教育委員会と連携を図りながら、政策達成目標である各町1か所ずつの認定こども園の整備を進めてまいりたいと考えております。

御存じのように、令和元年度には石田町に石田こども園を整備し、令和4年度に、筒城保育所を石田こども園に統合をいたしました。令和6年4月には、民間による認定こども園の開設が郷ノ浦町に予定をされております。勝本町及び芦辺町の現時点での計画につきましては、認定こども園設置の具体的なスケジュール等の整備までには至っておりませんが、今後とも平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の答申を尊重しながら幼稚園、保育所の施設整備をすることを基本に

検討してまいります。また答申に沿った取り組みの一環として継続的に在園率が5割を下回ることが予想され、児童の減少により集団生活の中での学びや活動が制限されてしまうへき地保育所5園の統廃合に向けた手続を保護者の皆様、子育て世帯の皆様の御理解をいただきながら進めてまいります。

既に御報告のとおり、三島保育所を除く、へき地保育所5園のうち、渡良、沼津、初山の3園のへき地保育所を令和5年度末で閉園し、残るへき地保育所2園の柳田、志原を令和6年度末に閉園することで手続を進めてまいります。こども園の施設整備に向けてまずは既存の保育施設の集約化を図りつつ、保育の量の見込みと提供体制をコントロールすることで、良質かつ適切な保育の提供を行うための保育環境の整備に努めてまいります。今後とも保護者の皆様、子育て世帯の皆様へ不安や混乱を招くことがないように丁寧な説明に努め手続を進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 答申を尊重するというところでございました。今回聞いていますが、この答申をいつまで踏襲しようとしているんですかというふうに聞いているんですけども、お答えは尊重するというものであります。これは、尊重するということですので、踏襲し続けるという意味でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 先ほども答弁をいたしましたように、平成26年の答申の基本は変わりません。ただ想定よりも少子化が進んでおりますので、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年度である今年度とその検証するとともに、見直しを行い、対応していくこととしています。

今回、民間の認定こども園が参入されるということですが、まだ開園をされているわけがありません。今後の状況を勘案しながら、必要であれば、改めて子ども・子育て会議に諮問をすることも考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 諮問をするということは、何を諮問することなんでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今後民間認定こども園が参入される。その中でまた状況が変わるようであれば、そのときに新たに子ども・子育て会議に必要であれば諮問をする（「何を」と呼ぶ者あり）保育の量の確保と、そのことについてでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） わかりました。おっしゃるとおり、量の確保と質の向上ということが基本になっていると思うんです。そうなんです。答申時からこの方針は貫かれておりまして、量の確保は大事ですよ、質の向上も大事ですよというふうなことで、両方でやってきたんです。ところが、私はそれはそれでいいんですけども、ちょっと勉強したといいますか、令和3年の12月20日、1年前ですね。令和3年の12月20日の厚生労働省の公表がありまして、その内容が地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめの公表という発表がございました。この中には資料はたくさんあるんですけども、中には人口減少地域等における保育所の在り方というペーパーがございました。こういう取りまとめ内容、諸々あるんですけども、まあ人口減少地域ですので、壱岐市はまさにそれに合致していると思うんです。その減少地域における保育所の在り方という資料を見たところ、現状把握と今後どうするかが記してあります。この取りまとめの公表、大したボリュームあるんですけども、簡単に御紹介すると、実は量の確保というのは、消えてはいないんですが、量の確保しつつ質の向上ということで、どちらかという質の向上のほうにシフトしています。なぜかという、これは、法案変わった平成26年以降、幼児教育無償化がありまして、幼稚園から保育所のほうに人の動きがあります。そうすると幼稚園が空くという環境が出来上りまして、幼稚園の空きスペースに一時預かりをしましようといったことができるように国のほうが変わってきました。ですから、幼稚園の空きスペースを改造するという、その予算が出るようになっていきます。国の対応はというふうになってきていまして、しかも国はですね昨年令和3年度から——あっ済みません時間ないんですけど、新子育て安心プランということを策定していまして、新しい子育ての方法はこうですよということを、この取りまとめ公表で示しています。その内容の大事な点といいますのは、子育て機関が相互に連携して、地域を面として考えて整備していきなさいというふうになっていまして、以前ありました民営化という考え方じゃなくて、公立は公立で維持しまして、公立と民間の共存共栄といいますか、連携を大事にして、その機能を維持したまま計画性を持って構築する必要があるというふうに、去年の12月に発表しています。ということは、壱岐市も、この考え方でいくと人口減少地域のこの方策を参考に考え方を変えていかないと、国に乗り遅れるんじゃないかというふうに思っておりまして、今おっしゃられたような従来型の答申のままでは、恐らく壱岐市は国の政策についていけなくなってくるという危険を感じております。それについて何かコメントがあれば1回いただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの質問でございしますが、確かにその植村議員が言われるように、そういう状況はあると思います。そういうことも国の動向等注視しながら、今後研究して

まいりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 注視しながらということでございました。注視はいいんですけども、実際に考えて実行していかないと、この新安心プランにも乗っかっていられないんです。例えば、この中には、もう既に遅れているところが利用定員の適正化というのがあって、定員が今のままだと、今昔のままなんです。人口が多かったままの定員を今維持している状態。そこに今度新しく保育園が出来上ったら例えばゼロ歳児の小規模のところ、ゼロ歳、1、2歳の定員が全然多くなって、取り合いなってくるといった実態では、誰かが困ってくるというのが目に見えているんです。そうすると、この利用定数を適切に見直すとやるとか、計画的に地域の子育て支援機関を整備するとかという話ができないと、令和6年以降の計画が全く立たなくなっていくんじゃないかと思うんです。そういう意味も込めて、この環境変わりつつある最近の状況を踏まえてなるべく早急にこの答申を見直しをしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っていますけども、先ほどはその答申について踏襲をしていって、必要に応じて考えていくというふうなことだったんですが、考えている場合じゃなくて、これすぐに答申見直しの実行に移していかないと追いつかないと思うんです。ですからそこについての考え方をちょっと教えていただきたいなと思っています。

これ市長にできたらお願いしたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 植村議員の今の御提案でございますけれども、現在、国は、子供が人口問題研究所の予想よりも8年間早く出生数が80万人を切ると、77万人ぐらいになるんじゃないかという発表されております。今壱岐も例外ではございません。急激な出生数の減少、これはいろんな原因があると思いますけど、コロナも1つあると思いますけれども、そういった中で、今議員おっしゃるように、従来の考え方では乗り切っていけないということも十分考えられます。今の植村議員の御提案も参考にしながら、担当部局とも相談しながら、進めてまいりたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 市長から答弁でいただきました。現実的な話だと思います。今の答弁で前を向いて、政策が実行に移っていくんじゃないかというふうに私は思うんですけども、壱岐だけの状況じゃなくて、国の状態、国の状況、政策、よくアンテナを張っていただきまして、その施策に乗って、有利に壱岐の中の子育て政策が進んでいくように期待をしたいと思っています。

この話は結構奥が深くて、量の確保だけじゃなくて、質の向上だけじゃなくて、例えば保育士

の確保方策、資質向上策とか、あとはそのICTを使った予約システムとか、発達障害とか医療的ケア児の方の、あとは障害児の方のケアとか、そういったあの満遍なく人口減少地域の課題について、対応できるような取りまとめ、これでしておりますのでよく参考にさせていただきまして、今後の方策としてやっていただきたいと思います。

今年もこれで終わりますけども、来年がよい年でありますように、祈念しまして、私の一般質問を今年は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をします。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 本日午後から3名ということで、私の後は市山繁議員が質問をされるということで、よろしく願いいたします。

本日は大きく1点だけ、壱岐市の取組についてお伺いしたいと思っております。

SNSやインターネット上の誹謗中傷への対策についてというところで、その世代的にどういう世代かということにもなりがちですが、今やスマートフォンという端末、電話にもなるしインターネットも見れるというような端末の保有率というのも、若年層から高齢者まで、多くの幅広く持っているということで、インターネットの中において、そういう誹謗中傷の書き込みとかそういうことについて、壱岐市としてどういうふうに考えてあるかということをお伺いしたいと思っております。

SNSというのは、誰でも気軽に自分の意見を書き込める大変便利なソーシャルメディアですが、その気軽さは時に人を傷つける道具にもなり得るということです。私たち一人一人が快適にSNSを、インターネットもそうですけれども利用するためには、自分のことだけではなくて相手を傷つけない心構えと思いやりが大切というのは言うまでもありません。

意識改革の一環として、総務省が「#NoHeartNoSNS」というキャンペーンを行っています。SNSやインターネット上での誹謗中傷について、壱岐市の考えや取組を伺いたいと

と思いますが、まず誹謗中傷という言葉について、少しお話をしたいと思います。

私も今回簡単に誹謗中傷というようなことで質問に挙げましたが、誹謗中傷とは、誹謗と中傷とを組み合わせた言葉だそうです。今回、犯罪に当たるような誹謗中傷ということで表現をしていきますが、法律上明確な定義のある言葉ではないそうです。

誹謗中傷の誹謗とは、人の悪口を言うこと、中傷とは、根拠のない内容で人を貶めることだそうです。警察の発表によると誹謗中傷とは、根拠のない悪口や嫌がらせで他人を傷つけることを言うとしておられます。

他方、批判という言葉がありますが、批判とは、物事の良し悪しを評価したり論ずることを言うそうです。両者は必ずしも明確に区別できる場合だけではありませんが、一般的に批判とは、根拠を示して論理的に改善できる余地のあるものを示すそうです。単に相手を否定したり攻撃することは批判ではないということです。

今回、客観的に見て人格攻撃の域に達した書き込みは、批判でなく誹謗中傷というところを意識した上で、幾つか質問をしていきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

まず①として、SNSやインターネット上の誹謗中傷をどのように考えるか。ちょっと大まかな質問になっておりますが、これは法律上における誹謗中傷というのがどういうものが当たるかということについて、壱岐市の見解をお伺いしたいと思っております。

②としましては、総務省が「#NoHeartNoSNS」という取組を行っているようです。壱岐市では、それをどのように情報発信しているのかということについてお伺いしたいと思えます。

③としまして、SNSやインターネット上での誹謗中傷を受けた場合、壱岐市での相談はどこで対応するのかということをお伺いします。

④SNSやインターネット上での誹謗中傷に対しての壱岐市の相談窓口の設置は考えがあるのかということをお伺いしたいと思えます。ちょっと相談窓口がないという設定で質問をさせていただいておりますが、よろしくお願ひします。

⑤SNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するための壱岐市独自の取組が必要だと思えます。壱岐市の考えは、壱岐市の取組は何かあるのかお伺いしたいと思えます。

⑥壱岐市内の小中学校において、授業や教育でのSNSやインターネット上の誹謗中傷に関して、何らかの取組があるのであれば、教えていただきたいと思えます。

⑦壱岐市職員の方に対してSNSやインターネット上での誹謗中傷の被害報告があるのか、ないのかということについてお伺いしたいと思えます。

大きな1点、SNSやインターネット上での誹謗中傷対策について7個の質問をしておりますので、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員に質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、赤木議員の御質問、SNSやインターネット上の誹謗中傷への対策についてお答えをいたします。

私のほうからは質問7項目のうち、⑥の学校現場を除く分についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のSNSやインターネット上の誹謗中傷についてですが、誹謗中傷という言葉は、赤木議員が御質問のとおり法律上の定義はございません。一般的に用いられる言葉となっております。

悪口、嫌がらせ、なりすまし、法律上の不法行為である権利侵害、犯罪行為など、実に様々なケースが誹謗中傷には含まれます。一般的には、人や企業に対して不快な思いや恐怖心をもたらすものは全て誹謗中傷と捉えられています。このような誹謗中傷行為は人権侵害に当たり、時として法的責任を負うこともあります。

SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例も発生をしております。インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっております。

市といたしましては、壱岐人権擁護委員協議会、長崎地方法務局壱岐支局、長崎県と連携を図りながら、いじめ、差別、誹謗中傷等で悩まれている方々が相談できる窓口について、ケーブルテレビ、ポスター、チラシ等の周知により、人権意識の向上を図るための啓発活動に努めているところでございます。

次に、2点目の「#NoHeartNoSNS」の取組を壱岐市ではどのように情報発信しているかとの御質問でございますが、現在、総務省が一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーフターインターネット協会、法務省と共同して、「#NoHeartNoSNS」という特設サイトを開設をされております。

このサイトでは、SNS上での誹謗中傷に悩む方に役立てていただくための情報提供がされており、SNS上に投稿されている投稿の削除や発信者の特定も可能であることから、身の安全を守るためのツールとして御利用いただける制度となっております。

市ではこれまで今回議員からの質問を受けるまで、このサイトの情報を把握をしておりませんでしたので、周知には至っておりません。今後は誹謗中傷で悩まれる方々が気軽に相談ができ、安心、安全に生活していただくために、ホームページやケーブルテレビ等で周知をしていきたい

と考えております。

次に、3点目の誹謗中傷を受けた場合、壱岐市では相談はどこで対応するのかとの御質問ですが、現在市では、SNSやインターネット上での誹謗中傷に限らず、いじめ差別などの幅広い人権問題について、壱岐人権擁護委員協議会、法務局、長崎県と連携して対応しております。

法務局壱岐支局内において、毎週水曜日午前10時から午後4時まで常駐相談所を開設し、また、年に8回程度、市内の施設で特設人権相談所を開設をしております。相談所については、広報紙、ケーブルテレビ、公共告知放送で周知を行っておりますので、お悩みがある方は一人で抱え込まれずに、ぜひ御相談いただければと思っております。

次に、4点目の壱岐市の相談窓口設置の考えはあるかとの御質問ですが、SNSの誹謗中傷被害への有効な対策については、投稿の削除依頼をする、嫌がらせアカウントの凍結を求める、加害者を特定して訴えるの3つの対策が掲げられておりますが、市独自の相談窓口開設には専門的な面で限界もありますので、相談内容や目的に応じた機関窓口を紹介、周知する方法を取りたいと思っております。

もちろんこれまで同様に、壱岐人権擁護委員協議会、法務局、長崎県と連携することで対応してまいりたいと考えておりますが、今回の質問を受けましていろいろ調べてみましたところ、法務省が公開しておりますインターネットの書き込みにより誹謗中傷などの被害に遭われた場合のフローチャート、非常に分かりやすくどこに相談していいかというのが示してありますので、市のホームページにリンクするなど積極的な周知に努めていきたいと思っております。

次に、5点目のSNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するための壱岐市独自の取組が必要、壱岐市の考えはどの御質問ですが、本市では、これまでSNSやインターネット上の誹謗中傷を防止するために特化した取組というようなものはございませんが、今回、赤木議員からの御提案を頂きました総務省の「#NoHeartNoSNS」という特設サイトをホームページ、ケーブルテレビ、壱岐市の公式LINE等で周知していくとともに、今後も壱岐人権擁護委員協議会、長崎地方法務局、長崎県と連携し、いじめ、差別、誹謗中傷等の人権問題で悩まれている方々が気軽に相談できる環境をつくりたいと思っております。

また、誹謗中傷の防止策も重要でございますが、それと併せて誹謗中傷が起きないようにするための対応策も重要と考えておりまして、SNSを利用している若年層の方や、これからSNSを利用していく小学校、中学校の生徒さん到人権意識の向上を図るための啓発活動がより重要となるものと考えております。

次に、7点目の壱岐市職員に対しSNSやインターネット上の誹謗中傷の被害報告はないかとの御質問ですが、職員に対しての被害につきましては、コロナ関係でございましたが、一部の職員に対し、インターネット上で顔写真などを掲載されるといった事案がございました。その際は

該当職員に特設の人権相談窓口である、これは長崎県にありますが、新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口を紹介いたしました。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 9番、赤木議員の質問にお答えします。

6番目の質問は、壱岐市内の小中学校において、授業や教育でSNSやインターネット上の誹謗中傷に関して、何らかの取組を行ったことはあるかでした。

結論を先に申し上げますと、いろいろな取組を行っています。大きく2つお答えします。

1つは、SNSを含むメディアを利用した誹謗中傷については、学級の道徳の授業は元より、全校集会の場でその卑劣さと危険性について機会あるごとに指導をしています。

文部科学省の示す学習指導要領の中には、児童生徒の発達段階を考慮しながら、情報モラルに関する指導を充実することと示されています。このことを受け各学校では道徳の時間を中心に、他者への共感や思いやり、法や決まりの持つ意味などについて、児童生徒が考えを深めていく情報モラル教育を行っています。

具体的には、長崎県教育委員会から配付されている「SNSノートながさき」を全ての子供たちに持たせています。これは、小学校は低学年、中学年、高学年ごとに作成をされ、中学校は一冊にまとめてあります。ほぼ20ページぐらいでこういう形で配付し、中には書き込みができるようなスペースを取って活用をしているというのが実態でございます。こういう形です。

その内容は、こんなときはどうすればよいのかとの問いかけで、様々な場面での対応について考えさせるようになっています。書き込みがなされる仕組みです。また、同じような内容で保護者用もあり、家庭でのルールづくりを勧める形にも役立てています。

私たち壱岐市教育委員会は、こういったことを元にしながら、「SNSの被害から子どもを守る『壱岐ルール』」というのを作成しております。ここにはA4判でしておりますが、大きくはA3判で学校や子供たちに配付して、冷蔵庫とかいろんなところに共有をさせていただいていると思います。学校と家庭と共有をして児童生徒の指導に当たっています。

また、壱岐市PTA連合会でも、母親部会で連携した取組がされています。「いきいき家庭のルール」これも全家庭に配付されています。強い紙でできていますので結構長もちしていると受け止めております。

また、市P連のほうでは、研究会や総会、あるいは各学校の単Pの研修会でも、講師を招いて子供たちのメディアとの向き合い方、親としての関わりという題等で研修会を開催するなど、積

極的に取り組んでおられます。

2つ目になりますが、こういう取組あるいは指導をしていても、SNSの書き込みによって、それまでの友人関係を壊してしまいそうな事例も市内の中学校では過去にありました。家にいる時間帯で送信をしているので発信者も分かる事例でしたし、本人やその保護者たちの適切な対応と学校との連携した指導で、その後、関係の改善が図られて、普段の学校生活に戻ることができています。

書き込みの表現や内容によっては、心に深い傷を残したり、取り返しのつかない大事に至ることも起こったりします。子供たちの心はデリケートです。起こってからでは遅いを信条に指導に当たっています。その基盤になるのは、子供と保護者と学校の日頃の信頼関係があると早期に対応ができるものと考えます。

文科省から時期を得た通知もありますので、学校と共有しながら、壱岐市は毎月定例校長研修会、教頭研修会の場で、市教委のほうから具体的な指導を加えて取り扱うようにしているところ です。

赤木議員が言われる相手を傷つけない心構えと思いやりが大切ということは、私も全く同感です。壱岐市の学校教育で最も大切にしているところです。学校生活でこういうことを友達に言えば、友達にすれば、それはどんなことになるという見通しを持った考え方を身につけると、相手を傷つけるような言動は取らないと考えます。

壱岐市の子供たちが正しい見通しと考え方を身につけ、実践できるように指導をしていくことが壱岐市教育委員会の責務です。この考え方と実践を子供たちに身につけさせるためには、その指導者である教職員が、まずもってこの考え方をしっかり身につけていかなければなりませんし、私ども行政の立場の壱岐市教育委員会に勤める者も、そのことをしっかり言い聞かせ、指導に当たってまいります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 答弁ありがとうございました。

7つの項目に対して答弁いただきましたが、まず今教育長からの答弁がありましたので、まず教育関係についての幾つか再質問というか、お話をしていきたいと思います。

まず、壱岐市内での小中学校についての取組ということに関しましては理解しました。私も子供を持つ親としてPTAの活動のときに、私の子供はもうもうすぐ二十歳なんですけど、その頃やっていた教育というか研修会の主な内容というのは、スマートフォンとかタブレット端末を持たせないような研修会を行っておりました。

しかしながら、もう現代というか今は持つことを前提にした、今回の私の質問もそうですけど、

持っていることを前提とした質問をさせていただいています。所持率というところであれば非常に高くなっているようです。

ちょっと3年前の長崎新聞の一文、記事です。長崎県内小学校児童の35.1%が携帯電話、スマートフォンを所持し、高学年では半数近くに上ることが分かったということです。3年前ですね。その中に、所有する小中高生の2割が携帯電話で嫌なことや危ないことを経験したというような答えが出ております。所持率が小学生で35.1%の中の2割がそういう思いをしたということがありますが、この記事によると高校生は94.7%というような率です。スマートフォン、またはタブレット端末を持っている所持率ですね。

壱岐市内の数値としては、私の知ってる小学校においては、先日調査した数値を見ましたが約40.2%というような数値が上がっていたと思います。そういう意味では、壱岐市内での小中学校の子供たちのスマートフォン、またはタブレット端末のまず所持率をしっかりと把握された上で、どのような対策をしていくかということをしかり、今もやってあるということなんですけど、その所持率等は定期的にやはり調べて、学校側も現場も把握する必要があるのではないかなと思っております。もしかすると現在もう把握されているかもしれませんが、そういうことを定期的に行うべきだと思っております。

文科省からの通知が出ているのがちょっと私の手元にありますが、令和4年10月27日に、これは令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてということで通知が来ております。この中の5番目に、ネットいじめについてという項目で通知が来ていると思います。

この通知には、壱岐市にもありますが、GIGAスクール構想で1人1台の端末を持つことによって発生することが留意が必要であるというのが書いてあります。少し読ませていただきます。

今回調査においては、インターネット上のいじめについては約2万2,000件と、昨年より約3,000件増加となっていると、インターネットのいじめは、このように増加しているということを書いてあります。SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため、そうしたいじめを小学校が認知しきれていない可能性があるということです。

またGIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であるということです。まだあったわけではないんですが。

端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要であるというようなことが書いてあります。

文科省の通知が来ておりますので、やはりGIGAスクール構想で1人1台の端末というのは、

保護者からすると、いいことだ、これでもっと勉強がはかどる、新しいことに取り組めるというようないいことをすごく思いがちですが、非常に危険性もあるということを文科省から通知が来ております。

この対応に関しては教育委員会をはじめ現場ともに、やはり見えない部分があるというようなところが書いてありますので、しっかりそこをどう監視をしていくと。監視という言葉だとちょっと子供を監視するというのはどうかと思われがちですが、やはりインターネット、SNS上での書き込み等というのはなかなか見えない、匿名性があるということなので、しっかりその点は、いつも以上に意識を持って対応していただきたいなと思います。これは通知で来ておりますので、改めて周知徹底をお願いしたいと思います。

教育長のお話は、子供に対しての注意喚起というような話だと思われがちですが、やはりこれは大人も一緒のことです。SNS、インターネット上で書き込むことがいかに危険なことというか、違法性があるかということは、大人も同様、今の教育長の分かりやすい答弁を、私たち大人も大人に置き換えて理解すべきだと思っております。

教育長に再質問はちょっと今のところなさそうなので次に行きますが、まず、インターネット上での誹謗中傷の書き込みによって成立する可能性のある罪は何かということになります。

久間部長の答弁だと、具体的にそこまではおっしゃいませんでした。私の質問もちょっとよくなかったんですが、私の調べたところによると、そのインターネット上の誹謗中傷の書き込みによって成立する可能性がある罪というのは5つほど見つけました。名誉棄損罪と侮辱罪、脅迫罪、信用毀損罪、偽計業務妨害罪というような5つの罪に当たるということが分かりました。私も弁護士でもない、裁くほうでもないのでもっと詳しくは分かりませんが、このように5つの罪に当たる可能性があるということをしかり理解してほしいと思いますし、壱岐市自体もそういうことを今後発信していただきたいと思っております。

先ほど久間部長から、私もちょっとうまく言えませんが、「#NoHeartNoSNS」という総務省の取組のことにに関して、ちょっと議長の許可を得て、紙を用意しました、これです。総務省のホームページを開くと、こういうのが出てきます。お困りの際は、この部分をクリックしていただくと多分分かりやすくなっているのかと思いますが、これどういう意味かと言うと、ノーハート・ノーSNSですから、SNSはハートをつなげるものだと、誰かを傷つけるためにあるんじゃないということです。

SNSというのは、ハートをつなげるもの、やはり心と心をつなげて豊かになって、みんなが笑顔になるようなことでSNSというのはしてくださいよということです。誰かを傷つけるためにその投稿をするわけではないということが書いてあります。

これは総務省のこの呼びかけによって、あと先ほど久間部長もおっしゃいましたが、そこで困

っている人があれば、その総務省の中から相談する電話番号だったり、窓口等につながるようになっております。いろんな世代の人たちが、もしも本当に心を傷つけられるようなことがあれば、ここに問合せしてもらおうといいと思いますので、よろしく願いいたします。

この総務省のホームページの中に書いてありますが、「もし、あなたが誰かを傷つけてしまいそうなら覚えておいてほしい。言葉は刃にもなり集まれば弾丸の雨にもなって誰かの全てを奪ってしまうこともある。SNSであなたがしたかったことは何ですか？」というふうに書いてあります。言葉は刃にもなり、集まれば弾丸の雨になって誰かの全てを奪ってしまうこともあるというふうに書いてあります。

先ほど久間部長の答弁の中で、私の質問した中に、壱岐市職員に対してのSNSやインターネット上の誹謗中傷の被害はないかという質問に対して、答弁でもありましたが、コロナ禍においてネット上に書き込まれたことがあったということが報告がありました。実は私も見ました。今回この一番最後の項目に付け加えたのは、もう本当に提出間際に思い出したからでした。市の職員さんの本当に本人のみならず、家族の投稿、書き込みもあったように覚えています。非常にそういうことであれば、やってはならないことであって、今からもう3年前になるぐらいだと思うんですけども、もっと早くこういう対策が取ればなと今さらながら思っております。

SNSやインターネット上の誹謗中傷というのはあってはならないということは改めて皆さん理解していただきたいと思えますし、先ほど久間部長も相談窓口の今の壱岐市の現状で言うと、人権擁護委員会の、これは法務局なんですけれども、これちょっと10日までが人権週間だったみたいです。ここにちょっと番号が分かりにくいんですが、0570-003-110、110番になっていますね、みんなの人権110番というふうな番号があります。ここに電話するのも一つの手段だということで、人権週間、10日には終わりましたけれども、このようになっているみたいです。

ほかにも警察庁の中にある警察庁サイバー犯罪相談窓口というのがあります。ほかにも誹謗中傷ホットライン、ほかには弁護士さんに相談したり警察、そして今さっきから言うように法務局等にも相談できますので、もしもそういう被害に遭われたのではないかとと思われる方は、そちらに電話されるといいと思いますが、壱岐市の取組について、具体的に何かないかというふうに思っておりましたが、もう条例制定というのもいいのではないかと思います。これは市長からの提案でもいいし、私たち議会からの提案でもいいのではないかなと思いつつも、これは教育委員会からの提案というのもありかなと思いつつも、日本の中において、では条例制定ってどれぐらいされているのかというふうに調べたところ、8つの自治体において条例制定が既に行われています。

大阪府の大東市には、大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条

例、これは令和3年4月1日から施行されています。群馬県の渋川市には、渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例、これは令和4年4月1日から。愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例というのが令和4年4月1日、広島県大崎上島町、大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例というのも令和4年4月1日、大阪府、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例、令和4年4月1日、東京都江戸川区、江戸川区インターネット健全利用促進条例というのが4月1日、三重県、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例というのも令和4年5月19日、大阪府和泉市が和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例というのが令和4年6月30日というふうに、既に日本の国の中においても自治体でこのように条例制定に動いているところもございます。

壱岐市においては、まず久間部長の答弁にありましたが、しっかり改めて今回のことで情報発信等をしっかりやっていただくというところで、まずその対応をしていただきつつ、具体的に本当にSNS、インターネット上の誹謗中傷で命を落とされたりする方もおられるということは報道等でも出ておりますが、本当に壱岐市の中において、そういうことが起こらないように、今のうちに防止する策を取っていかねばいけないというのが今回の質問の大きな意味です。

条例制定等にもしっかり動くには、私たち議員、私も含めてですけど、しっかりそういう動きをしていくのが必要だと思いますが、今回の壱岐市の取組をしっかり注視しながら、今回この一般質問を聞いた方たちが本当に困ったときに相談をして、最悪の事態にならないようにしていただきたいと思っております。

ちょっと独り言のようにずっとしゃべっておりますが、そろそろまとめに入りたいと思いますが、今回テレビ報道等によって有名人や一般の方たちがSNSやインターネット上の誹謗中傷によって、先ほども言いましたが命を落としたり、つらい思いをしていることを改めて知り、誹謗中傷はあってはならないということを理解しました。

また、新型コロナウイルスの発生によって、感染した方や御家族に対しての誹謗中傷等も事案が多く見られたのも事実です。誹謗中傷は犯罪になり得るということです。壱岐市はあらゆる広報媒体を活用して、誹謗中傷や差別や偏見も含めて注意喚起をしていただいて、誹謗中傷防止を持続的に呼びかけてほしいと思っております。

全国では先ほども言いましたが条例の制定を行う自治体も増えています。この壱岐の島に安心して住める、住みやすい島になるためにも、誹謗中傷等の防止のために条例制定や相談窓口の設定、情報発信を改めて強くやっていただきたいと思っております。その部分を改めて求めていきたいと思っております。

市長、一言、私の今回ちょっと一人でずっとしゃべっておりますが、このSNSやインターネ

ット上の誹謗中傷、それ以外のことも含めてですけど、誹謗中傷や差別、そういうことに関しての市民を守る方法であったり、壱岐市の、久間部長の答弁にもありましたが、改めて積極的にやっていたきたいと思しますので、そのことについてちょっと答弁を願います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このSNSの誹謗中傷につきましては、それこそ先ほど議員おっしゃったように、心に刺さる刃、刃というよりも本当にすごい武器になるわけでございます。そういったことで、これはどういうことでどうのという具体的な方法はもうたくさんあるわけでございますけれども、やはり今、今日赤木議員からこういう御提案を受けて、市民の皆様方もこのSNSについて思いを新たにされたことだと思っております。

あらゆる防止策、そしてまたそういった方々、心を傷つけられた方々への対応策についても、市として全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。

SNSやインターネット上での誹謗中傷はだめです。市としても私たち議会としても、そこをしっかりと注意喚起して、防止策をしっかりと考えていきたいと思っております。一緒に安心して本当に暮らせる島、壱岐の島にしたいと思しますので、一緒に頑張っていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩します。再開を14時55分とします。

午後2時43分休憩

午後2時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れさんです。12月会議は、本年最後の議会であります。一般質問1日目のトリを、14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項は大きくは4点でございますが、1項から3項までは空港整備の関係、

4項は土地規制法の指定についてであります。簡潔な御答弁をお願いいたします。

なお、空港整備につきましては、私は、旧町時代からの推進派でございまして、現在もその気持ちは変わっておりません。その点御理解を頂き、質問をいたします。世界の情勢も厳しくなっておりますので、その点についても申し上げたいと思います。

それでは、まず1項の壱岐空港の整備に係る要望書提出についてでございますが、去る10月12日、白川市長、豊坂議長様と鶴瀬県議様、同席の下、壱岐市の重点要望として、壱岐空港滑走路延長に係る調査費の予算確保、ほか9項目の要望書を新長崎県知事大石賢吾様に提出されております。お役目とはいえ、大変お疲れさんでございました。この要望書は、空港整備促進期成会、また壱岐市議会、市民の総意による空港整備と空港の維持存続の必要性の要望であります。この要望も7年連続で、大石知事様には初めての要望であり、通算7回目の要望書提出となりますが、その都度、前中村知事の回答は厳しい回答でありました。今回、新知事への要望と白川市長の面談を期待しておりましたが、大石知事の回答も、残念ながら前知事と同様に厳しく、大石知事の回答は、要望書の10項目どの要望も重要だが、空港整備は莫大な費用が必要、国の定めた採択条件である就航が見込めるかというのが現時点の条件になるという、卵と鶏のような回答であり、白川市長も新知事に対し、要望書の趣旨を詳しく説明されておりますが、新知事は前知事の引き続きのこととは理解しておりますけれども、私は、知事の御回答を見るときに、空港整備は実現不可能と思われるような答弁でありました。市長が面談された知事の回答と感触を、まずお尋ねいたしたいと思います。これは2項と一緒によかですか。

○議長（豊坂 敏文君） そうですね。

○議員（14番 市山 繁君） 次に、小さい2項の壱岐空港の要望書に対する知事の回答の経緯についてでございます。

壱岐市では、壱岐市の重点要望、知事への要望として、壱岐空港の維持存続のためにどの機種でも離着陸可能な1,500メートル以上の滑走路が必要とのことから、2016年に第1回の空港整備についての要望書を知事要望として提出、2017年、同じ内容の要望書を知事に提出。知事の回答は、空港整備には莫大な費用がかかると。費用対効果を考えた場合、現状では難しいとの難色を示されております。2018年（平成30年）、空港整備促進期成会、官民一体、島民の総意としての知事への要望。知事の回答では、離島空港の在り方として、どの機種でも離着陸できる滑走路延長をする時代ではない。必要性を検証したことであるので、各離島でのこのくらいのものが欲しいと要望するのは通用しない、御理解をという答弁でございまして。既にこの時点でこの要望は無理との回答であると考えられます。2019年での要望に、空港整備に係る調査費の予算確保の要望に対し、知事の回答は、空港整備には巨額の費用がかかる。国が定めた採択条件である具体的な就航の見込みが必要、調査費の確保は非常に難しいと。今回は「非常に」

という文言を表現されておられます。滑走路延長も調査費確保も、無理との回答であります。2020年と21年は、要望書には盛り込んでありますが、なぜか知事の意見等の交換はあっていない。面談しても回答は同じと思われましたのか、真実は分かりません。2022年、新知事に就任されて初めての要望書で、内容は同じであります。新知事との面談は、白川市長も期待をされたと思いますが、大石知事の回答は前知事と同じ回答で、莫大な費用と国の支援が不可欠、国の採択条件など非常に厳しいとの前知事と同じ採択条件の答弁であります。この要望も7年にわたり、白川市長も意見交換の場で市長創意の趣旨説明を詳しくされたと思いますが、前向きな回答は得ておりません。毎年同じ内容の要望を提出しても無意味と思われませんが、今回、今後、来年も同じ内容の要望書を提出されるのか。別な要望もあり、取り下げるわけにはできないと思いますが、要望書提出の知事の回答では、壱岐市の要望とは相当な温度差があると思われれます。壱岐市の英知を結集して、今後の壱岐空港の維持管理、存続方法を検討する必要があると考えておりますが、市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

まず、2項まで。

○議長（豊坂 敏文君） 3まで行きましょうか。

○議員（14番 市山 繁君） 3まで行きますか。

○議長（豊坂 敏文君） 3の、3枚目ですが、（2）の壱岐空港ターミナルビル改築計画。

○議員（14番 市山 繁君） 分かりました。

次に、壱岐空港ターミナルビルの改築計画についてでございますが、このことについては、令和元年12月会議の一般質問で質問をいたしました。久間総務部長の御答弁では、現在、滑走路延長の要望中であり、整備は滑走路が基準となるので、空港整備の要望が決定しなければターミナルビルの改築も未定であり、例え改築するにしても、ターミナルの収入も少なく、財源の措置もないので改築計画は厳しいとの御答弁でありました。私は、そのことはよく理解しておりますが、現在要望している空港整備に係る必要な県有地があるのかについて、空港ターミナルビルの建設に関係がありますので、その必要面積を申しますと、空港滑走路延長は300メートル、予定でございますが、海上へ伸ばす工法しかありません。延長の300メートルと幅最低45メートル、幅が最低45メートル掛け3、結局、着陸帯が両方に45メートル、45メートル、滑走路が45メートルですから、135メートル、それに滑走路の位置は、海拔13メートル大体あるわけですね、13メートル、水深が約3メートルから4メートルと見て、海底から16メートル、基礎掘りが2メートルとして、高さ18メートルの高さになると予定して、それは（……）もなると思いますが、延長では長さ300メートル、上部が135メートル、底辺が150メートル、高さ16メートルの台形型の堤防となります。これは莫大な土地になりますが、海上の埋立ては、潮の動きとか、それらがあると思いますが、漁協の承認が要るはずで

すが、それも事前に協議しておらねばなりません。前知事が過去のこともあると言っておられるのは、平成6年から9年にかけて、壱岐空港の用地交渉と空港の適地と必要性の議論もあり、そうした経緯があり、知事はそのことを言うておると思います。要望は、壱岐からの要望で、事業主は県であり、何度要望しても県がやる気持ちがなくては回答も厳しくなります。やる気持ちがあれば、調査も県がやるのでありまして、島民が頼りにしている有人国境離島新法の第7条に上げられている空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているのは、県の見方では、これは逆に、文言はどの部分でも取られますが、整備の必要はないと思っているように受け止められます。これでは県の回答は90%以上厳しい。今後の壱岐空港の存続がまた憂慮されます。例え要望書が受理されたとしても、調査着工までは10年ぐらいはかかると思わなければなりません。現在のターミナルは、何回も申しておるように、昭和40年の建設、本年度で築57年を経過し、コンクリート建物の耐用年数も既に過ぎております。あと3年で築60年となり、事務所も暗く、会議室の応接ではなく、ただの事務所で、外見もみすぼらしく、壱岐の空からの玄関口としては思えない状況であります。

来年夏には、ORCの新機種ATRが就航予定であり、機体のデザインも飛翔する海鳥として、その意は、高く飛ぶ海鳥が大空を飛翔するという意味をコンセプトにした機体のデザインがなされ、機能も7万サイクルで想定約15年ぐらいはフライトできると言われております。1日、壱岐空港、壱岐―長崎間の2往復では就航便も少なく、1社だけではもったいないわけですけど、10月30日、県内離島を結ぶ路線で共同運航が開始され、ANAとJALの大手2社と天草エアライン、それから日本エアコミューター、オリエンタルエアブリッジのその5社でつくられる地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合の取組の一環としての県内での対象となるのは、長崎―壱岐・対馬・五島福江、福岡―対馬・五島の福江を結ぶ計5路線、22便のORCの座席をJALでも販売できるようになり、利用客の幅が広がると期待されております。これを機会に、壱岐空港のターミナルビルの改築計画が必要と思われれます。ターミナルの収入もORCの賃貸料だけで財源措置もない状況では改築計画のめどは立たないと思っておりますが、建物は老朽化するばかりで、ターミナルの修理箇所も多くなります。空港整備とターミナルビルの改築の根比べでは進展はしません。空港整備の要望が受理されたときには、そのときまた検討すればよいと思っておりますが、この壱岐空港ターミナルビルの会社は、改築計画の検討はされておるのか。また、空港整備の要望、この知事への要望の厳しい結果を見ておられるかどうか。社長であられる市長に答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員、（4）のほうもここは関連してよかつちやないですか。

○議員（14番 市山 繁君） そうですか。4まで行きますか。そしたら続けましょう。

それでは、第3項の1、壱岐空港ターミナルビルの買収についてでございますが、壱岐空港

ターミナルビルは壱岐市ほか5社の株式会社であり、資本金は1,000万円の株式会社として設立し、事業はORCが壱岐—長崎間の1日2往復を運航しております。対馬空港ターミナルビル株式会社は、資本金が1億円であり、運航も対馬—福岡6便、対馬—長崎が4便と運航回数も多く、五島の福江空港ターミナルビル株式会社は、資本金7,000万円で、運航も福岡3便、福江—長崎間が2便と、会社の規模も運航回数も、福岡便もあり、運営も事業内容も、壱岐空港ターミナルビルとは建物も両社とも空港ターミナルビルとしての空の玄関口と思いますが、その点、壱岐空港ターミナルビルは簡素であり、壱岐空港ターミナルビルの維持管理は、株式会社であり、ターミナルビルの改築計画も事業主となりますが、事業収入も少なく、改築計画も厳しいようであれば改築の見込みはないと思います。例えば、失礼ですが、例えば壱岐が買収することになれば、株式会社の設立条件があったのかどうか。空港ターミナルの運営は、株式会社が条件だったのか。別に条件があったのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。市が買い取ることができれば、国からの措置や起債もできるかと考えておりますが、この点について、市長の御見解をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 14番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

壱岐空港の整備に係る要望書提出について、お答えをいたします。

まず、1項目めの知事要望における壱岐空港の整備についての回答とその感触について及び2項目めの整備計画の経緯について、お答えをいたします。

御承知のとおり、現在、オリエンタルエアブリッジ社は、次期後継機として、壱岐空港の滑走路長1,200メートルで離発着可能なATR機、これは48席を有する機種でございます。このATR2機を令和4年度から順次導入を進め、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度夏頃から定期便として就航を開始し、令和6年度の早い段階でATR2機体制での運航を目指すこととされております。今回の新機種であるATR機導入においては、既に大型機の離着陸可能な空港があり、ATR機の導入そのものが必要のない対馬市及び五島市においても、壱岐市と同額の分担金に対する御理解を頂きました。長崎県及び両市に感謝を申し上げます。ATR機導入により、壱岐の長崎への定期航空路の維持存続は当面確保できたものの、現在の1,200メートルの滑走路長では、福岡や関西方面等からの定期便やチャーター便の誘致も厳しい状況にあります。壱岐市の振興発展には、どのような機種であっても離着陸可能な最低1,500メートル以上の滑走路の整備が必要であると考えておまして、平成28年度より継続して、壱岐市及び壱岐市議会が長崎県に対し、壱岐空港滑走路の延長を重点要望項目として要

望してまいりました。今回、新知事に対して初めての独自要望の機会であったことから、空港の整備については、地域振興のためには必要不可欠であると強く要望いたしました。知事からは、先ほど市山議員おっしゃったように、滑走路延長は予算規模が膨大で、国の支援が必要不可欠である。国の採択条件になっている定期航空路の就航の見込みを示す必要があるといった、これまでと同様に厳しい回答でありました。私といたしましては、滑走路延長が不足している現状で新しい定期航空路線の開拓はできないことから、まずは調査費の予算確保をぜひお願いしたいと申し上げたところでございます。

参考でございますけれども、新潟県の佐渡空港は滑走路長が890メートルしかなく、現在、定期旅客便はございません。佐渡新航空路開設促進協議会、これは昭和60年にできております。県・市と連携して首都圏等への航空路開設を図るため、ジェット機の離発着陸が可能な滑走路2,000メートルの拡張整備計画を推進されております。

また、全国の県や市町村で構成する全国地域航空システム推進協議会においては、本年5月に国に対し要望書を提出されておりました、その中で離島航空路線維持対策の拡充についてという項目において、佐渡空港の滑走路延長を図ることが記載されております。離島の佐渡空港については、島民生活の安定、離島振興等の視点から、滑走路の延長を図っていただきたいとの内容になっております。

なお、本協議会には長崎県は構成団体となっております、さらにはオリエンタルエアブリッジ株式会社も賛助団体となっておりますので、チャーター便を含め、具体的航空路線を模索する必要があると考えております。

本市においては、令和4年8月23日に行われた壱岐市国境離島新法制定民間会議及び空港整備促進期成会総会において、谷川衆議院議員、山本参議院議員、宅島県議会議員、鶴瀬県議会議員、御出席の下に空港の整備等については、壱岐の航空路の維持存続及び地域振興のために全力で取り組んでいく旨の決議文を採択したところでございます。空港整備といった大きな課題については、当然、一朝一夕に解決できるものではなく、粘り強く要望活動を行うことが重要と考えております。

次に、3項目め、4項目めの御質問、壱岐空港ターミナルビルの改築計画についてでございますが、議員御承知のとおり、おっしゃられたとおり、壱岐空港ターミナルビルにつきましては、昭和40年10月に竣工し、既に57年が経過し、老朽化も進み、修繕等に費用がかかっている状況にあります。耐用年数、鉄筋コンクリートは50年でありますけれども、既に過ぎており、改築の時期は来ているものと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、滑走路の延長について県に対し要望等を行っておりました、民間の組織もでございます。議員おっしゃるとおり、滑走路が1,500メートルということになれば、空港の規格も変わり、現在、

9段階中の6番目のF空港でございますけれども、1,500メートルになりますと4番目のC空港ということになります。現在の滑走路幅の30メートルを45メートルとする必要もありまして、空港全体の必要面積も増えるため、現ターミナルビルの位置を変えるという必要が出てまいります。

このようなことから、知事要望はもとより、先ほど申し上げました全国地域航空システム推進協議会へ加入し、滑走路延長の要望を行うことができないかなど、検討してまいりたいと思っております。そうしたでき得る限りの努力を重ねた結果、滑走路延長がかなわないと判断した場合は、空港ターミナルビルの改築を行いたいと考えておりますので、それまでは滑走路延長について強く申し入れてまいりたいと思っております。御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） まず市長にその大石知事との要望の面談の感触はどうだったのですかね。それはおっしゃったのですかね。厳しいでしょう。厳しいはずだと思います。

それからの空港の県有地、空港の面積ですが、さっき言うたように、1,500メートルにするには、300メートル出して、長さが取れても幅が私はないと思いますが、その点どうですかね。幾ら要望しても、面積がななければ。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 市山議員は当然、普通考えますと、それは海上のほうに伸ばすということが普通でございますけれども、私はそういったことも含めて、ぜひ調査費を計上してくれませんかということをお願いしているわけです。普通のやっぱり考え方と専門家の考え方は違うと思いますし、やはり調査費をつけていただく、そのことが大前提だと考えている次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） いや、私はそれはいいとですね。とにかく県有地です、県の事業ですから、県がやると言わねばそこまで、調査費は県が出すわけですから、今こっちは市が調査しますから調査費をお願いしますとこう言いよるわけですから、それはもう逆の立場になっただけで、県が動かんとできないと思っておりますし、それでこの滑走路面積、空港全体の面積に対しましても、面積がななければまた用地交渉をせないかないと。そういうことも準備をしちよかんと、幾ら、調査費をどんくらい要るちゅうことは、もう150メートルは必ず要るわけですから、そういうところを前もってしちよかんと元の前知事が言われるように、そういうことがあったらと、今言うとはそれだと私は思っております。

それから、隠岐空港のことを言わっしゃったですけど、隠岐空港も——あ、佐渡、佐渡空港もですたい。やっぱり今890メートルか。それを2,000メートルちゅうことは相当なやっぱ

りこれ用地が要るわけですけど、これは後で言いますけれども、今、南西諸島から東シナ海、今度は日本海、そうした危機感を持ってこれはやっておるといような考えもありますから、それがやっぱり壱岐空港と同じような状況になるかと思えます。

そこで、市長も東シナ海の状況は分かっておりますが、壱岐空港整備の要望の経緯を振り返ってみますと、私は知事の回答は、知事の立場として、国の方針による国内外の情勢を考慮しての回答と私はこう思っております。1つ目の費用対効果、これはジェットフォイルの就航により、壱岐―福岡の空の乗客が減少し、全日空が撤退した。これが一つ。

2つ目は、国の採択条件である具体的な就航見込みと全日空の就航計画のことと私は思われます。

3つ目は、どのような機種でも着陸できる滑走路延長が必要という時代ではない。このものが欲しいと要求するのは通用しないと言われております。それから大石新知事とは、同じく膨大な費用と国の採択条件が非常に厳しいとの（……）されておりますが、現在、国内外ではコロナの対策、ロシアのウクライナの侵攻により、物価の高騰対策、防衛費の予算確保など、南西諸島の問題が関連しておると私は思っております。

次に、有人国境離島に対しては、空港整備の要望に関する重要なことが報道されました。これは去る11月13日の新聞に防衛力強化と国民保護の観点から、南西諸島の空港、港湾、シェルターの改修、利用拡大の計画を公表されており、離島の防衛の保護の遅れを私は感じたところでございますが、現在の状況を見てみますと、2020年8月の時点で南西諸島、沖縄県ですね、南西諸島では20か所空港があるわけですね。その中で20か所ある空港のうち戦闘機、今、F-15を含む自衛隊機が着陸できる空港は、沖縄県本島那覇空港と沖縄県の宮古島市の下地島空港だけの2空港しかなかわけですよ。あとは残りの7空港は輸送機のみ、残りの11空港は滑走路の長さが足りない。自衛隊機が機種を問わず着陸できるのは、滑走路の長さが、F-15、F-15Bでもですが、3,000メートルは必要と言われており、滑走路の延長が急務とされております。港湾も自衛艦が着岸される港湾は、11の主要港で3か所しかないちゅうことよね。それで残りの8港は水深が浅く、護衛艦や輸送艦での住民保護の避難が遅れかねないための港湾整備とまた住民の生命を守るシェルター施設を含めた国民保護体制の強化、公共インフラ整備の特別保護を仮定した空港港湾整備に加えて、地下シェルターの拡充もしっかり取り組むとされております。国も緊迫する地域の防衛の整備に先行して整備が必要で、同じ国境離島でも状況の違いが見られます。壱岐空港整備要望の知事の回答であり、同時に国の回答と私は感じておりますが、要望は壱岐市の重点要望として位置づけられて、必要な時期が来れば国も受け入れると思っておりますので、焦って、県の事業でありますので、ORCも現在の空港で離着できるATR新機種を購入して、壱岐―長崎間を維持されるために頑張っておられますので、壱岐空港も壱岐市

も空港存続できることを考えて、空の空港の美化などを考えていかねばと思っておりますが、これについても、幾ら焦ってもなかなかこれは回答が、よし、来たよ、やりますよということにならないと、これはもう延長はできんわけですから、その点は市長はどえん思うちょらすですか。根気比べでずっと待っていきますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、市山議員が、いわゆる国境離島における空港で国防関係にも関係するということを思っているかと思えます。ただし、壱岐の場合は国防関係の空港という位置づけというのは、それはなかなか、私はそのことを持ち出すことは非常に危険だと思っております。そうではなくて、やはり純粋にやはり壱岐市の発展のために、振興発展のために空港は必要だということを訴えてまいりたいと思っております。が、しかし遅々として進まない、それをどうするかということでございます。私は、今まで谷川先生、名前を出していかどうか分かりませんが、谷川先生にいろいろ国境離島でもお世話になりましたし、御相談を申し上げてきました。今回は山本参議院議員、国政にいらっしゃいます。その辺のことも、感触等々についても、ぜひ私は相談に乗っていただきたいと今は思っている次第であります。やはり鶴瀬県議、山本啓介参議、長崎県でいわゆる参議は2人ですけれども、1期の選挙人としてはお一人でございます。長崎県全体を考えなければいけない立場にあられますけれども、やはり出身地の壱岐市についても、私は積極的に御相談を申し上げて、壱岐市の発展のために御尽力を賜りたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それは私はもう、もちろん市長も変わりなかなと思えます。もうとにかく国境離島新法でも期待しているわけですけど、今の状況はなかなかこう厳しいと思っております。そして南西諸島の関係、防衛の関係には関係ないと言わっしゃるけれど、これは国はこのGDP 2%をやるために今相当の予算の確保がっておりますけれども、出るところは一緒ですから、それで国債を使うか、それから税金を上げるかということで、これはやっぱり大事なことから緊急なものから国は持っていくけんですね、これは有人国境離島でせつかくそういうふうに制定はされておりますけれども、その今要するに先生たちを有効に活用、お願いして、ぜひこれは進めていかないと、今までまだ一度もこの市長の県知事の答弁に対しての内容は、市長から代議士にお伝えしてあるとですかね。大石知事の答弁は厳しいということは、谷川先生たちは知っちゃうわけですかね。知らっしゃれんでしょう。こういう知事を期待していたけれども、知事の答弁は前と変わりませんよというぐらいのことは谷川先生におっしゃって、そして参議院議員の山本参議院議員も今度就任しちゃうわけですから、そのことについてはやっぱりやらんと、これは国防が先になりますよ。これは間違いないと思っております。私、新聞をずっとこう切り

抜いて持ちよるんですが、そういうことはもうどうしても大事なことは国防と思いますから、これが東シナ海、日本海と、北朝鮮が日本海にミサイルを撃っているように、そうした防衛の関係も今あるわけです。そしてそういうふうなことはやっていただくように。私は、これはもうずっと、もう平成6年からずっと私も議長時代からこの空港整備については取り組んでおりますから、もうあれからすると十何年になります。そして要望も7回から8回になるわけですから、その点、今度8回目についてはしっかり取り組んでいただきたいと。市長も大変でしょうけれども、壱岐のため、これは日本のため、そして島民のためにも頑張ってくださいというふうに思っております。これは話せば切りがないですから、よろしくお願いします。

次に、4項の土地規制法の指定についてでございますが、土地規制法は本年9月20日に全面施行され、政府は土地所有者の調査のほか、施設の機能を妨害する行為への中止勧告や罰則付きの命令を出させる法律であります。政府は2022年10月11日、安全保障上重要な施設周辺を対象とする土地利用規制法の特別注視区域や注視区域について、北海道、青森県、東京、島根、長崎の5都道府県の離島や自衛隊施設など計58か所の候補地を提示されておる。第1弾の対象区域として、早ければ年内にも指定されるが、長崎県では対馬が特別注視区域が9か所、注視区域が10か所と多く、それは対馬市では平成8年、1996年に対馬市の海上自衛隊基地周辺に韓国企業による土地取得が表面化して、規制法の法制化につながり、「対馬が危ない」という本も出版された経緯があります。五島市では特別注視区域が2か所、注視区域が7か所、壱岐市では同じ国境離島であり、海上自衛隊もありますが、特別注視区域や注視区域の候補地の指定はなされていないのか、お尋ねをいたしたいと思います。これについて答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問いただきました土地規制法の法律の正式名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律と申しまして、通称土地規制法、または重要土地等調査法と呼ばれております。

かねてから日本を取り巻く安全保障が厳しさを増している中で、国境離島や防衛関係施設周辺等において外国資本による土地建物の買収が相次いでいることを踏まえれば、監視を強化することは必然的ではあります。

具体的な事例といたしましては、議員もお話しされましたけども、平成20年に対馬市での韓国資本による土地取得や、平成26年には北海道で航空自衛隊千歳基地や新千歳空港などに隣接する地域で中国資本による土地買収の状況について、安全保障上、懸念案件とされております。

また、国の林野庁が行っております、外国資本による森林取得に関する調査におきましても、

平成18年から令和3年までに303件、面積として2,614ヘクタールを外国資本が取得されているという調査結果も出ております。

こうした中、国におきましては、安全保障等の観点から、関係機関による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずることが令和2年7月に閣議決定され、本年9月20日に当該法律が施行されたものでございます。内閣府が公表しております注視区域及び特別注視区域の指定についての資料には、年内に58の区域が指定をされる予定となっております。その候補地には、議員御質問のとおり、対馬市や五島市が含まれておりますが、壱岐市の区域は含まれておりません。最終的には全国およそ600か所が注視区域等に指定される予定となっておりますので、壱岐市は国境離島であり、そして自衛隊や海上保安署の施設もございますので、今後、市内の関連する地域は区域指定がされるものと考えております。しかし、現在のところ、国からの意見聴取等は受けていないところでございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） この規制法は、さっきも述べてましたように、2008年、対馬の海上自衛隊基地周辺で韓国企業による土地取得や北海道の水資源や山林を中国資本が大規模に外国資本に土地が買収されるケースが相次いで、表面化されております。壱岐でもそういう個人的にはあっております。規制法の法制化につながっている経緯がありますが、壱岐市にも海上自衛隊警備所や唯一の温泉源、また観光資源もあり、島の少子化・人口減少に伴い、犯罪の拠点に利用される可能性があると思われまます。小さな島であります、国境の島として壱岐市は注視する必要があると思っておりますが、先ほどまだ国からあつてはいないということでございますけれども、これはそういうことがあつたら、もう要望してでもやらんと、壱岐だけ取り残されるようなことがあつてはなりませんので、私が申し上げておるわけでございますから、よろしくお願ひいたします。何かありましたら、もう時間も来ましたから。ありませんね。ないようですので、答弁がありませんようですから、空港整備、そしてまた空港の改築、それから壱岐空港ターミナル株式会社には市は買収はできんとですかね。そういう条件があつたんですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 壱岐空港ターミナル株式会社につきましては、当初、壱岐空港が開設されるときに会社はできておったわけですが、空港を管理運営する長崎県が指定をして、そのターミナルビルの運営を任せられております。ですからその買収につきましては、可能か不可能かというのは、現在のところ、何も根拠的なものはございません。現に、神戸市が神戸の空港を買収をして、そして目的が違つておりましたけれども、買収してほかの管理組織に移したとい

う、技術的な買収はあっております。県のほうにもその他事例を確認しましたが、あまり市が購入をしたという例はないとのこと。ただ今後、そういうことも可能かどうかも含めて、いろいろ調査はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それは大事なことであって、これは壱岐空港ターミナル株式会社は今運営が借金もしていないし、預金も五百何十万円かありますね。ですからそういう資産もありません。そして壱岐空港が、例えば今、滑走路の要望をしておりますけれども、滑走路はできてできなくても、市の空港ターミナルビルは壱岐の株式会社の所有ですから、もうターミナルを私たちは、さっきも申しましたけれども、どうしても多額の金が必要で計画ができんということになると、いつまでもターミナルは建設ができんということになりますから、私はそういうふうにしておるわけでございます。そしてそういう縛りがなければ、市が買収、買収ちゃ失礼ですが、引き受けて、そしてやると、先ほども言いましたように、国の措置も交付税措置もありますし、起債もあると。市がやればですよ、あるだろうと思うとですが、株式会社ではそういう措置はないですからね。その点を考えていただいて、やっぱり株式会社のせっかく5社の方が設立されておりますけれども、どうしてもやれんということになると、空港のターミナルが倒れても何もやれんということになりますから、やっぱり壱岐の空港、空の玄関口ですから、早めにやらんと。私も、先ほどから何遍も言いますけれども、やっぱりもうだんだん建物が古くなると修理箇所も多くなります。台風だったら保険掛けちゃけばそれでよかかもしれんですけど、ごまごまの修理やら何やらいろいろありますから、それはやっぱり株式会社も責任を持ってどういう方法を取るか、市のほうもひとつ交渉していただきたいというように思っておりますから、よろしく願いいたしまして、あと3分ありますけれども、このくらいで。よろしく願いします。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日、12月15日、木曜日、午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっております、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時43分散会
